

第4次浜松市行財政改革推進審議会 第1回審議会 会議録

日時	平成24年3月24日(日) 9:00~12:17
会場	浜松商工会議所マイカホール
出席委員	御室健一郎会長、山本佳英会長代行、山崎勝康委員、前嶋文明委員、武藤憲司委員、岩田礼司委員、村松尋代委員、水谷正治委員、井上重喜委員、南出秀重委員
欠席委員	なし
傍聴者	133名
報道関係者	静岡新聞、中日新聞、日本経済新聞、読売新聞、NHK、朝日新聞、静岡放送、浜松ケーブルテレビ
浜松市及び市関係者	山崎副市長、寺田企画調整部長、鈴木総務部長、神門財務部長、村田都市整備部長、岩井市民部長、和久田産業部農林水産担当部長、玉木都市整備部花みどり担当部長
事務局	長田事務局長、和田次長、高橋、袴田、鈴木、波多野、宮崎

《会議の概要》

1. 第4次第1回の審議会を、御室会長が議長となって進行した。
2. 第3次行革審答申への対応方針について、各論(資産経営・区の削減・廃止・人件費・定員の削減・動物園とフラワーパークの一体化、フラワー・フルーツパーク公社のあり方について、市の説明を受け、委員による質疑、意見交換を行った。

《会議次第》

1. 開会
2. 会長挨拶
3. 議事
 - (1)第3次行革審答申への対応方針について
 - ①総括
 - ②各論
 - ア.資産経営について
 - イ.区の削減・廃止(本庁・区役所組織)について
 - ウ.人件費・定員の削減について
 - エ.動物園とフラワーパークの一体化、フラワー・フルーツパーク公社のあり方について
 - ③会長総括・指摘
4. 閉会

《会議の経過》

1 開 会

事務局長

皆さま、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから、第4次行財政改革推進審議会の第1回審議会を執り行います。それでは座って進行をさせていただきます。

浜松市行財政推進審議会につきましては、行財政改革を不断の取り組みとして推進していく必要があることから、本年1月16日に、新たに10名の委員が委嘱され、平成26年1月15日までの2年間の任期で、第4次行革審がスタートいたしました。市長からは、市の行財政運営全般にかかる改革、とりわけ資産経営に関すること、外郭団体に関すること、行政経営計画の進行管理に関することの3項目が諮問され、本日が第1回の公開審議会でございます。

2 委員紹介

事務局長

それではここで、第4次行革審の委員の皆さまをご紹介させていただきます。

はじめに、第3次より引き続き当審議会の会長にご就任いただきました、浜松商工会議所会頭 浜松信用金庫理事長 御室健一郎さんでございます。次に、会長代行を引き続きお願いすることになりました、浜松商工会議所副会頭 株式会社エフ・シー・シー代表取締役会長 山本佳英さんでございます。

山本会長代行

おはようございます。よろしくお願いいたします。

事務局長

続きまして、各委員の皆さまを座席順にご紹介させていただきます。

浜松医科大学監事山崎勝康さんでございます。

山崎委員

よろしくお願いいたします。

事務局長

続きまして、浜松商工会議所常議員ソフトプレ工業株式会社代表取締役 前嶋文明さんでございます。

前嶋委員

おはようございます。よろしくお願いいたします。

事務局長

続きまして、浜松地区労働者福祉協議会推薦 スズキ労働組合書記長 武藤憲司さんでございます。

武藤委員

おはようございます。よろしくお願いいたします。

事務局長

続きまして、ときわ監査法人代表社員公認会計士 岩田礼司さんでございます。

岩田委員

おはようございます。よろしくお願いいたします。

事務局長

続きまして、中区協議会会長 株式会社村松商店専務取締役 村松尋代さんでございます。

村松委員

おはようございます。

事務局長

続きまして、全労済静岡県本部顧問 水谷正治さんでございます。

水谷委員

水谷です。おはようございます。よろしくお願いいたします。

事務局長

続きまして、公募委員 井上重喜さんでございます。

井上委員

おはようございます。井上でございます。よろしくお願いいたします。

事務局長

同じく公募委員 南出秀重さんでございます。

南出委員

おはようございます。よろしくお願いいたします。

事務局長

以上、10人の委員の皆さまでございます。よろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、第4次行革審の第1回の審議会の開催にあたりまして、御室会長より、一言ごあいさつをさせていただきます。よろしくお願いいたします。

3 会長挨拶

御室会長

皆さん、朝早くから審議会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

第3次行革審から引き続きまして、会長を務めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

ただいまご紹介がございましたように、第4次行革審に6名の新しい委員をお迎えしまして、10人の委員で審議をさせていただきますが、基本的なスタンスといたしましては3点です。まず、これま

で第3次までの審議において、答申してきた内容を実施するのかもしれないのか、これをはっきりさせるのが第一点です。

二つ目は、実施するとしたことについては、いつまでにやるのかと、こういうことをしっかり明確にしていければと思っています。

三つ目は、実施しないということ、これも当然あるわけですが、実施しないということであるならば、その理由はなぜなのか。この三つを主眼に置きまして、市民の皆さまにも、行財政改革の取り組みや進捗のプロセスがよりはっきり見えるように、議論をしていきたいと考えております。

市役所の皆さんにもぜひ、その部分を分かりやすい言葉で、専門用語を使わずに、説明をいただければと思っています。よろしくお願ひしたいと思ひます。

事務局長

どうもありがとうございました。

4 議 事

第3次行革審答申への対応方針について

事務局長

それでは、早速議事に入りたいと思ひます。本日の議題は、第3次行革審答申への対応方針についてです。

これより議事の進行は、会長が議長となり、会議の運営を行っていただきます。

なお、特に休憩は取りませんので、ご所用のある方は、適宜御用をお足しいただきますようお願いいたします。

それでは、御室会長、よろしくお願ひします。

御室会長

それでは審議に入りたいと思ひます。議事進行につきまして、恐縮ですが座ってさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

本日は、第4次行革審の最初の公開審議ということですから。審議のスタートとしまして、第3次行革審の答申に対する市の対応方針ということで、総括的なところから始めて行きたいと思ひしております。

その後に各論といたしまして、資産経営、区の再編、人件費・定員の削減、フラワーパークについて、方向性を確認させていただく予定になっております。

それでは、まずは対応方針の総括について、市の説明をお願ひしたいと思ひます。

①総括

寺田企画調整部長

企画調整部の寺田です。よろしくお願ひします。

第3次行革審答申への対応方針についてのうち、総括の部分について説明をさせていただきます

す。1の対応方針の総括では、まず、答申への対応状況が、全体としてどのようになっているかというところを、数字でお示しをしまして、次に、一部実施とした答申、それから実施困難とした答申につきまして、項目ごとに説明をさせていただきます。

2の答申の進行管理につきましては、今後どのような形で、実効性のあるものにしていくかというところについて、説明をさせていただきます。

次のページをお願いします。ご覧の表が対応方針の総括の答申項目別の対応状況です。昨年の10月に103項目の答申をいただきましたが、一つの答申の中に複数の取り組み内容を含むものもありましたので、進行管理ができる単位ということで分解をしまして、114項目に整理をしました。その114件への対応方針、対応状況を、実施済、実施予定、時期未定、一部実施、実施困難と、この5分類で整理したものです。

実施済ですが、合計で2件となっております。そのうち1件は区の削減・廃止ということで、区の再編の工程表を、昨年末にお示しをさせていただきましたので、実施済ということです。もう1件は各論の、外郭団体の個別、ここで1件ありますが、これは医療公社からの市の負担金関係でして、客観的な基準を定めたということによりまして、実施済みとしたものです。

右に一つ飛んでいただきまして、時期未定です。これも合計が2件ということになっておりまして、人件費・定員の削減で1件です。これは特殊勤務手当で、関係団体と協議中ということです。もう一つは、外郭団体の個別で1件、これは清掃公社の、やはりこれも特殊勤務手当の関係で、これも関係団体との調整が必要になるというものです。残りの一部実施と実施困難、これはそれぞれ7件、5件になっておりまして、これから説明をさせていただきます。

次のページをお願いします。ここから一部実施とした答申です。7項目です。まずフルーツパーク関係です。建物など公社の資産を、平成23年度末までに、市に移管することになっています。対応方針は、市の施設設置条例を平成24年度2月議会へ提案し、道筋を付けまして、平成24年度中に公社資産を市へ移管していくということです。実施はしてまいりますが、23年度中の実施ということとはできないことから、一部実施としたものです。これにつきましては、対応方針に従いまして、すでに2月議会で、フルーツパーク条例の制定について議決をいただき、公の施設とすること、あるいは指定管理者制度の導入などを進めております。

次に、ごみ処理事業です。新清掃工場基本構想では、広域行政による共同処理についても検討することという答申ですが、これにつきましては、平成23年度に策定予定の新清掃工場基本構想は、湖西市も含めて策定を進めております。しかし、湖西市を除く近隣市町の焼却施設は新しいということで、更新計画を持っておりません。このため湖西市以外の広域による共同処理の可能性については、新清掃工場の基本構想とはまた別に、部内で調査・研究を行ってまいります。

次の国際交流協会ですが、協会の機能、役割分担を明確化し、他団体との統合を検討することの答申です。他団体との統合につきましては、協会の設立目的が国際交流、あるいは在中外国人の生活支援でありまして、他団体には同種の設立目的を持っている団体がないということで、実施困難であると考えています。

しかしながら、機能、役割の明確化につきましては、市は国際化、多文化共生施策の企画立案、総合調整などの役割を担っておりまして、協会は協会の有するノウハウ、あるいは専門性を活かして、市の具体的事業を実施するという事です。それぞれの機能、役割分担は、設立当初から明確になっているということで認識しており、全体では一部実施という整理です。

次は、社会福祉協議会です。公共的な地域福祉事業に重点を置いた必要最小限の効率的な運営を目指し、中山間地域等、民間事業者が参入していない地域を除き、民間と競合する分野での事業拡大をしないことという答申です。民間との被競合につきましては、中山間地域など収益が見込めない地域で事業を実施するという事で、社会福祉協議会の使命でもあります地域福祉活動が、より効果的に推進できる事業につきましては、民間と競合する場合もあるということで、この部分は実施困難ですが、事業の効率的な運営、これにつきましては、実施事業の見直し、あるいは統廃合に取り組んでおりまして、全体では一部実施ということで整理をしています。

次は、観光コンベンションビューローです。市観光交流課、広聴広報課シティプロモーション担当、あるいは周辺各地の観光協会との役割分担を明確にすること。それにより財団の事業が縮小されるならば、他団体との競合を検討すること。これにつきましては、まず他団体との統合ですけれども、現在、観光協会間での統合は進めておりますが、地域の伝統行事、あるいはイベント等に関する情報発信や資金的、人的支援が手薄になるということで、協会がそういった懸念を持っておりまして、統合には時間が必要であると考えております。

もう一つの役割分担の明確化につきましては、市の観光交流課は観光振興施策の確立、それから総合調整の役割を担っておりまして、ビューローや各地の観光協会は、そのノウハウだとか、あるいは専門性、地域性を活かして、市の具体的事業を実施していくということでございます。また、シティプロモーション担当につきましては、市のさまざまな地域資源を通して、本市を国内外へ発信を行うというために、役所全体の総合調整を主に担っているということで、明確化されていると認識しています。

もう一つの観光コンベンションビューローの答申です。賛助会員企業から出向職員を募集するなど、賛助会員にも積極的に経営に参画してもらおう仕組みをつくることという事ですが、出資団体は出捐金額の範囲内で経営責任はありますが、賛助会員には経営責任まで負っていただくというものではないと考えており、職員の派遣など、多大な負担を負わせることは考えておりません。ただし、昨年設立いたしましたインバウンド部会のように、賛助会員が事業参画できる仕組みを構築するという事は行っていくしますので、一部実施と考えております。

一部実施の最後のフラワーパークですが、これは施設再配置による、借地の返還と早期購入ですけれども、これについては後ほど、各論の動物園とフラワーパークの一体化のところ、詳細を説明させていただきます。

次に、実施困難とした答申、5項目です。まずフルーツパークについての答申です。新法人による事業計画を明らかにし、施設閉鎖も含めた施設の方向性を再検証することということです。新法人による再生計画は模索をしたのですが、再生計画を着実に実施できる出資者、協力者の参加

が得られなかったということで、現状の施設を活かして経営改善を図る事業計画の提案を、指定管理者を公募する方法へ変更したことによりまして、実施困難としたものです。

次は、シルバー人材センターです。類似事業を行う団体との統合、あるいは広域化などの検証についてです。類似団体との統合につきましては、センターが高齢者に対する就業相談、それから就業機会の提供によりまして、高齢者の能力の活用と生きがいに資することを目的としておりまして、ほかには類似事業を行う団体はないということです。

また、広域化につきましても、周辺市町のシルバー人材センターは、いずれも独自に公益社団法人化への準備を進めているために、実施困難としたものです。

次の社会福祉事業団です。将来的に類似団体の統合についても検討すること、につきましても、医師、看護師、臨床心理士等の多くの専門スタッフを配置し、高度な専門性を有していることから、市内では他の外郭団体に類似する団体がないということから、実施困難としているものです。

次は、まちづくり公社の答申の平成 25 年3月末までに解散をすることです。同種のコンサルティングを行う民間事業者というのは、市内にもありますが、公社は企業の設立から解散までの一貫しての支援、あるいは住民との折衝、こういった部分におきまして、最も優れたノウハウを持っております。また、現在、組合区画整理支援事業など、専門性の高い事業を継続中でして、このため答申内容の実施は困難と考えております。

なお、市営住宅の指定管理を受託するなど、事業収入確保の対策を進めながら、経営の合理化、効率化を図っております。

実施困難の最後、フラワー・フルーツパーク公社の答申、平成 25 年3月末までの解散につきましては、各論のフラワー・フルーツパーク公社のあり方のところで、詳細を説明させていただきます。

続きまして、答申の進行管理につきまして説明をします。

(1)の行革審の答申を実施するための体制整備といたしまして、一点目は、進行管理を行う答申項目の整備をいたします。第1次の答申から3次の中間答申までの 343 件と、今回の答申項目 114 件、この重複を整理しまして、進行管理すべき答申項目を確定していくということです。

二点目ですが、年度末実績見込みと最終答申への対応を踏まえまして、次年度の実施計画を策定するというので、これにつきましては、年度末におきまして、これまでの答申に対する実績見込みを評価するとともに、最終答申への対応状況を確認いたしまして、次年度以降も進行管理すべき答申については、これを行政経営計画に盛り込み、実施をしていくということです。

進行管理の方法につきましては、PDCAサイクルを確立し、答申を実施していくという考え方で、1から4の項目と下のイメージ図を合わせてご覧いただきたいと思っております。計画(PPLAN)では、最終答申を次年度実施計画であります行政経営計画に反映させまして、行革の取り組みを、職員からの内発的な取り組みも含めまして、一元的に管理をしていく。もちろん 23 年度中に、実施可能な項目は直ちに行ってまいります。実行(DO)ですが、これは行政計画を実行していくということです。評価(CHECK)におきましては、上半期と下半期の年に2回、定期的に進捗状況を評価していく。次に見直し(ACTION)におきましては、こうした評価結果から明らかになった課題、

問題点につきまして改善策を立てまして、議会へ報告をさせていただくとともに、政策・施策に反映させる、また、計画の見直しを行います。そして計画(PLAN)にこれをつなげて行くという形です。このような流れで進行管理を行っています。説明は以上です。

御室会長

はい、どうもありがとうございました。

以上が第3次で行った答申に対しまして、市は概略、どんな方向性を考えているのかということ、説明をさせていただきました。

②各論

ア 資産経営について

1 資産経営（総括）

御室会長

それでは、ここから具体的な各論についての審議に入りたいと思います。

最初に、資産経営について総論と市営住宅を議題としたいと思います。はじめに資産経営の総論について、市からの説明を、神門部長、よろしくお願いします。

神門財務部長

財務部神門です。よろしくお願いします。

第3次の行革審の最終答申では、ここにありますように資産経営の総括につきまして、一つ目には、施設の再配置計画・廃止計画ということで、市の保有資産のスリム化など。二つ目といたしまして、市有財産の売却として、売却可能な土地の積極的な洗い出しなど。三つ目には、活用財産の長寿命化ということで、資産経営の一元化と施設の長寿命化。四つ目には、借地の解消につきまして、適正化計画、高額な借地料の引き下げといったご答申をいただいております。また、これまでも度重なる答申の中で、類似の答申をいただいているところです。

こうした答申を受けまして、これまでの取り組みについて説明いたします。まず、施設の再配置計画・廃止計画であります。資産経営課という一元的な組織を、平成 20 年度に設置をしまして、公共施設 2001 施設に関するデータ一元化に取り組みました。平成 21 年4月には、資産経営推進方針という方針を作成しまして、この方針に従いスポーツ施設など、主要な施設 736 施設を対象として、第1期施設評価を実施しております。本年度はさらに、第1期施設評価で継続という判断をした施設について、庁内横断的な視点から、さらに統廃合を進めようということで、個別計画というものの作成をしました。

また、第1期施設評価で評価対象としなかった小中学校ですとか、幼稚園、消防施設、小さな施設、公衆トイレなどの施設も含めて、残りの 1,265 施設を対象として、第2期施設評価を実施しました。これらによりまして、廃止、あるいは管理主体変更、こういった方針を決めた施設が全体で 428

施設となったところです。

この計画の実施につきましては、施設削減目標を施設数で、全体の 20%削減ということで、目標を掲げております。取り組みを進めてきた結果、この削減率が今 27.6%ということで、達成をしたいということを考えております。この 27.6%分を達成した場合には、維持管理コストで毎年約3億円分、今後 50 年間の建替え・改修経費ということになりますと、890 億円分の削減を見込んでいるところです。

施設を廃止するに当たりましては、条例の改正とか廃止といった手続き、議会の手続きが必要となるものもありますが、これも着実に進めてまいりました。議会で議決いただき、22 年、23 年合わせて 17 条例 30 施設を廃止することとなりました。阿多古農村公園や松島災害住宅など、条例廃止した後、もうすでに解体をして借地返還をしたものもあります。

先般の2月議会、しらかば荘、これは建物解体撤去費用が建物価格を上回っておりまして、現在の指定管理者も事業を継続していくということでしたので、これは無償で譲渡して存続をしていくということで、市の手から離れていくという形になったものもあります。

条例の手続き等を進める一方で、施設の解体につきましてもしっかりと予算化し、着実に進めてきております。23 年度につきましては 24 施設、解体経費は 8,900 万円としております。例えば、栄町の別館ですが、用途廃止をしたために、早々に解体をいたしまして、立地条件も非常に良好ですので、今後早急に売却に向けて調整をしていきます。あるいは市営住宅宇志団地を掲げておりますが、これは木造の住宅7棟です。これも解体を行いまして更地となりましたので、借地を返還するというを進めています。

24 年度ですが、28 施設、3 億 2,300 万円と 23 年度から大幅に増額して、全般、予算の議決をいただいたところです。また、行革審の委員の皆さまからも、常にご指摘をいただいております倉庫も終わりますが、西別館につきましては、浜松城公園の整備計画もありますので、これは早々に解体をしていきたいと思っております。これによって、公園の入り口として、見通しもよくなるのではないかなというふうに思っております。それから鹿谷の倉庫、これも立地条件も良いので、24 年度中に売却をしようということで、調整をしております。こうした廃止した施設は、放置すれば負の遺産となりますので、今後とも着実に解体を進めていきたいと思っております。

売却についてですが、今年度の売り出し件数は、3月 27 日に最後の売り出しをしたいと思っておりますが、この一般競争入札を含めると、昨年度の 2.5 倍、41 物件の売り出しを行うこととなります。ただ、残念ながら売却件数(実際に売れた件数)のところを見ていただきますと、9件ということで、売り出し件数を 2.5 倍にした割には、伸びがないという状況となっております。これは売却を進めていく中で、売れにくい物件が残ってきているせいかなということもありますが、また一層の工夫をしていきたいと思っております。

一般競争入札で売れた物件は表の通りですが、例えば、半田山四丁目の土地につきましては、多方面から問い合わせがありまして、議会で9月に予算措置をして、11 月に財産の取得の議決をいただき、2月に財産処分のご議決をいただくということで、3回の議会を経て、半年間で売却に至

るということで、これまでにないスピードで売却できたと思っております。

この土地を購入したパナホーム静岡さんですが、分譲住宅として約 100 戸の住宅建築を行い、20 億円ぐらいの投資をするということですので、これは経済効果にも期待をしたいと思っております。

また、従前は一般競争入札が不調となった物件につきましては、正直、しばらく放置をしておりましたが、平成 22 年度からは、宅建協会への媒介委託、また今年度は随時売却ということで実施をして、販売期間の長期化を図っております。随時売却というのは売値を定めて、定価で数カ月間販売をかけていくというもので、先着順で売却を決定していくということをしております。

実施に伴い新たな試みでして、ここに掲げておりますが、新聞広告を出しており、かなり反応がありまして、主に宅建事業者から多くの問い合わせをいただいているところです。その結果、薬新町、和合町、天王町の合計3件が、新たな手法によりまして売却ができました。

また、昨年春の行革審でございましたが、さらに売却促進をしてくれというご指摘を踏まえまして、いわゆる包括委託というものの導入をしました。これも予算措置を含めて、年度内に委託を開始しています。委託対象財産としては、全ての普通財産から活用可能財産の洗い出しを行いまして、先ほど述べたような直売する物件、あるいは、狭くて少しどうかというような土地を除きまして、106 物件を全て包括で委託をしました。売却可能性の調査、鑑定、契約相手方の探索など、そうしたことを委託するということです。その結果、受託事業者として、中部ガス不動産株式会社浜松支店さんをお願いをすることになりまして、来年度平成 24 年度末まで、年間4回の入札を考えておりまして、現在は4月に1回目の入札をしてもらおうということで、準備を進めているところです。

長寿命化ですが、本年度、長寿命化計画をすでに作成をいたしました。一般的に日本で建築物は、だいたい 30 年から 40 年ぐらいで建替えられると言われておりますけれども、浜松市が保有する全施設、265 万㎡分ありますが、これを建築後 40 年で建替えようとする、試算しますと、年平均で 212 億円かかるということになります。ただ、一方で改修をしっかりと行えば、建物の寿命は 80 年以上にもなるということも言われておりますので、2倍の 80 年に長寿命化をできれば、建替えの経費は、半分の年平均 100 億円で済むことになるということで、こういう計画を立てたところです。

この計画でいきますと、40 年間で 230 億円の改修経費が必要になるということで、年間6億円ぐらいの経費となります。そのために平成 23 年度、昨年度は4億円だったこの予算を、24 年度は6億円に拡充をいたしまして、長寿命化にもしっかりと対応をしていくという体制を整えたところです。

借地の解消ですが、これも答申を受けまして、計画を作成していくところです。借地の解消として、三つの手法を取っていきたいと思っております。まず、返還ですが、これは施設の再配置計画や廃止計画で、廃止と位置付けた敷地の借地返還を進めていきたいと思っております。購入ですけれども、施設評価で継続となった施設で、確実に長期間使っていくだろうというような施設、その内、優先して取り組む借地を選定して、購入をしていきたいと思っております。これまでは学校の借地の解消を優先的に取り組むということで、対策を講じてまいりましたが、なかなか進まないところもあり、ご指摘を受けまして学校以外の施設、特に重要な施設のほか、借地料が高額な土地や、借地料が基準額を著しく超えているような土地、そうした学校以外の借地についても、購入を進めてい

きたいと思っております。また、国や県に貸し付けている土地もありますので、県有地と市有地の交換といった、交換による借地の解消の検討も今、調整を図っているところです。

また、借地料の適正化ですが、これは今年度財産借上げマニュアルというものを作成しまして、全庁に指示をしたところですが、これもなかなか実際のところは、進んでいないのが現状ですので、今後は洗い出しをした土地の借地料と基準額の乖離が大きいような土地、こういうものに重点を置いて見直しを徹底していきたいと思っています。また、あまりにも著しく高いような場合、調停といった法的措置もとれないか、検討もしていきたいと考えています。

説明は以上です。

御室会長

はい、どうもありがとうございました。

それでは、各委員からご意見、質疑をお願いしたいと思います。岩田委員どうぞ。

岩田委員

岩田です。今のお話の中で、まず市のパワーポイントの 11 ページですが、市は再配置計画・廃止計画の中で、428 施設トータルでやっていますと。この中身を見ますと、第1期施設評価における廃止・管理主体変更施設、その中で廃止は 207、それから管理主体施設が 214 施設となっておりますが、この管理主体変更というのは、どういう内容なのかを教えてくださいたいです。

神門財務部長

これは市としては不要であると判断をした施設につきまして、例えば地元から継続して使いたいという要望があった際に、市としては基本的には手を離しますが、地元で管理をしていただくというような、市の財政の持ち出しはなくしていくといったようなものを、こういった呼び方をしております。

岩田委員

そうしますと、この管理主体変更、先ほどの長寿命化の中で、修繕と耐震が絡むのか、そのところの対象にはならないという考え方ですか。

神門財務部長

そういうことです。

岩田委員

ということは、地元で全て負担していただく。

神門財務部長

そういうことです。

岩田委員

ただ施設自体の所有権は市が持つということですか。

神門財務部長

そういうことです。

岩田委員

先ほど出た、もう使わなくなった「しらかば荘」みたいに無償譲渡する施設とは別に、ただ譲渡す

る相手が地元だといないということで、市は所有権だけで、使用と維持管理は地元の人にやってもらうという形でよろしいですか。

神門財務部長

そういうことです。

岩田委員

そうすると、実際問題、廃止をするのは 207 施設になると思うのですが、あと譲渡するのが7施設あるのですが、ただこれは廃止をした後取り壊しをして、借地返還、譲渡等あると思うのですが、これは先ほどの借地の適正化計画の中にはもう折り込んでいますか。

神門財務部長

借地の適正化計画は今作成中ですので、盛り込んでいく予定にしております。

岩田委員

はい、分かりました。ほかのところの売却もそうですが、結局 207 施設廃止をする中で、これで一応、達成された場合の削減額が、維持管理が年間約3億円、改修が 890 億できますと。そうすると、この計画は最終的に、いつまでにやる予定なのか。

428 施設を最終的に廃止、管理主体変更、譲渡、この三つに区分されてやっていきますという形をお決めになったのですが、この 428 施設について、いつまでにこの形にするのかというのは、お決めになっていますか。

神門財務部長

こうした廃止計画等の計画は、計画期間を5年間としておりますので、5年間の達成に向けて、力を尽くしていくということです。

岩田委員

ということは、平成 26 年。

神門財務部長

最初につくったのが 21 年なものですから、それから5年間の計画ということで、一応やっております。

岩田委員

ただ、それは第1期分ではないですか。第2期分も入るのですか。

神門財務部長

第1期分をつくったときから5年間でやるということで、追加をしていても一応、その5年間の中で何かやろうということで、計画をつくっております。

岩田委員

そうですか。そうしましたら、どういう進捗状況なのかを、随時また皆さんに公表していただきたい。また、この 428 施設の中で、何か特別大きい施設がございましたら教えていただきたいのですが。

神門財務部長

舞阪の文化センターだとか、そういうものはあります。あとは小物のものがけっこうあります。

岩田委員

今のお話で大きい中の一つとして舞阪文化センターがあるのですが、今までに廃止等されたものを見ますと、あまり地元民と関係ない施設もあれば、地元の方に直結している、いわゆる文化センターみたいなものがある。地元の人が利用してきたものを廃止する、または管理主体変更してしまうということは、どちらかという地元の同意、いわゆる合意がなければ進められないと思います。

ですから、5年計画でやりますとおっしゃっていましたが、26年だとすると、もう残りは少ない。であるならば、市のほうは速やかに対象となるものを公表して、そしてその地域の方にどのように説明をされて、どのように納得していただくのか。この428施設を選ばれた基準は何なのか。もしよければ教えていただけますか。

神門財務部長

先ほども申し上げたように、基本的には2001施設を全部データ化しまして、横並びで比較をして、地域間のバランスだとか、老朽化の度合いとか、そういうものを全部含めて、総合的に判断をしているということにして、そのあたりの情報は、本年度作成した個別計画にきちっと書いておまして、維持管理コストも全て表記をしております。そういうものを見ていただいて、こういうことから廃止となりましたと、廃止ということで進めていきたいという説明をしていくことになります。

これまでも、もうすでに廃止を進めていっているものもありますが、これは区の協議会ですとか、そうした協議会の中で、地元の方にもととの市の考え方からしっかりと説明をして、ご理解いただく努力をしていくということです。

岩田委員

最後ですが、今のこの施設廃止がメインになりながら残った、残す資産の長寿命化、それからそれに伴っての借地の解消、それから廃止に伴っての売却と、今日お話をさせていただいた内容は、全て絡む話だと思いますので、これの総合的な工程表というのは、いつごろまでにつくる予定なのか。この再配置は5年ですから、5年の間にその部分は建物を取り壊して、借地であれば借地返還、そしてそれが遊休土地になったならば、それは売却となりますよね。それで県か国かの借地があれば交換、そういう形をとるという一連の流れというのは、必要になると思います。売却すべきものは、どんどん売却するだろうし、その一体となった計画というのを、市としては、いつごろまでにつくるのか。

先ほどもあったように、平成26年にこの再配置計画・廃止計画、これを5年間でやってしまいたいということだと、それに伴っての借地売買も、基本的には遅れても6年後ぐらいには完了するはずだと。ということは、そのところで、まず廃止をいつまでにやるのか。それに合わせて借地解消なのか売却なのか。いつまでに売却するのか。それに合わせて、地域住民の方にどのように説明されるのか。そのところの工程表を決めていただきたい。

それで5年後には、基本的にはこの428施設全て完了とする。それに合わせて売却すべきものは売却、借地返還すべきものは借地返還、長寿命化をするものは長寿命化する。ですから早く済めば済むほど、先ほどお話をあった維持管理コスト3億円は、まず解消できるということです。その

分は長寿命化で資金が必要であるというお話でしたので、そちらのほうに回すことができるだろうし、譲渡、借地の問題も解消するというので、市の財政としては、かなりスリム化されるであろうと思いますので、ぜひとも、できれば 24 年度中には計画をやっていただきたい。でも平成 25、26 年だと実質はあと2年しかないですね。どうお考えですか。

神門財務部長

ご質問のご主旨がよく分からないところがありますが、われわれは 21 年4月に、資産経営推進方針というものを、肝の方針を決めまして、それに従ってそれぞれの計画を詳細につくってきていますので、そういう意味では、できていると、つくりつつあると思っていますので、対応していきたいと思えます。

それから、すでに、例えばこの 207 施設を廃止しますと言っておりますけれども、すでにこれは来年度、24 年度の予算措置部分まで含めると、71 施設については解体をした、あるいは来年度するとしておりますし、そういった意味で、着実に進めてきていると思っております。

岩田委員

24 年度までで 71 施設とすると、残りがあと 136 施設になります。136 施設も早急にというか、それも最終的に何かしら、例えば、一番良いのは 428 施設、いつまでにやるのかという、一つ一つの施設についての目標の期間というか、最終目標年度の月まで入った工程表ができれば、一番良いのかなと思っております。とにかく決めたことですので、これを 100%達成する。そしてそれが速やかに、26 年度まで待つことなく、できれば 25 年でやる。26 年度の途中でも、できることによって経費削減ができる話ですので、そこをやっていただきたいと思えます。以上です。

2 市営住宅

御室会長

はい。それでは、資産経営の総括について、今ご議論をいただきましたが、続きまして、資産経営の内の2番目として市営住宅、この議論に入りたいと思えます。

それでは、市からの説明、よろしく願います。

村田都市整備部長

都市整備部の村田と申します。よろしく願います。

それでは、私からは各論ということで、その中の市営住宅について説明をしたいと思えます。市営住宅につきましては今回の答申で、主な答申としては、老朽化が著しい市営住宅は計画的に廃止、集約化し、資産を有効活用しなさいと。特公賃という住宅がありますけれども、これについては廃止しなさいということで、あとは入札制度を見直して、工事の落札率を低減させることというご答申をいただきました。

これに関して、市の対応方針が大きく二つあります。一つは、浜松市市営住宅ストック総合活用計画によって、今後進捗管理をしていきたい。この市営住宅ストック総合活用計画については、今

年度末までに策定をするというお約束の中で、先般、議会にもご報告を申し上げまして、今後の市営住宅ストック総合活用計画について、ご了解をいただいております。これに基づいて計画的に廃止、集約化を進めていきたいと考えております。ただし、そこには居住者の方がいらっしゃるものですから、その移転交渉についても、同時並行で進めていきたいと考えていたところです。

二つ目、特公賃の関係ですけれども、現在、国土交通省と調整を図っているところです。方針は売却、もしくは公営住宅への転用ということを考えているところです。

もう一つ、入札制度の見直しについてですが、平成 24 年度から予定価格3億円以上の建設工事については、一般競争入札をしておりますが、そこは最低制限価格を廃止していきたいと思っています。ただし、総合評価落札方式は除くということで、進めていきたいと思っております。

これまで取り組んできた成果ですけれども、先ほど神門部長のほうからも説明がいくつかありましたけれども、大苗代団地、井伊谷団地へ八王子団地、奥山団地、四村団地を集約化した実績があります。それと市営住宅の跡地を普通財産に移行して、売却に向けた作業を現在進めている鴨江三丁目団地跡地等があります。

先ほどの市営住宅ストック総合活用計画についてですけれども、これにつきましては、前回の公開審議のときにも説明をしたとおり、ストックの活用の基本方針としては、効率的・効果的な供給をしていきたいということで、今後、人口減少、少子高齢化が予測される中、新規の供給は行えないという原則に基づいて進めてきました。二つ目としましては、既存ストックの有効活用、三つ目としましては、既存ストックの集約化です。これにつきましては、民間活力の導入の手法も検討していくことと考えております。

こういう方針に基づいて、それぞれの市営住宅の社会的特性、これは経年変化であるとか、申込みの倍率であるとか、敷地の所有形態、借地であるのかどうかということ判断する。その後、建物の安全性、防災、居住性のことをチェックする中で二次判定もして、最終的には利便性だとか、その立地の利便性であるだとか、コミュニティとのかかわり合いだとかということで、総合的な判定をしてみました。

その判定の結果、現状としては 99 団地、住棟数としては 512 棟、住戸数としては 6,288 戸ですが、この判定結果としまして、継続をするというのが団地数として 81、住棟数としては 364、住戸数としては 5,860 ということで、継続をする場合に、いろんな手法がありますけれども、建替え、全面的改善、部分改善、維持保全というふうに分けてあります。基本的には、建替えというのは集約建替えということで、いくつかの団地を、あるところへ集約建替えをするというようなことで、基本的には、現状の規模よりも、先ほどの人口減少をにらんで、規模を縮小して集約をしていきたいということが 79 棟です。全面的改善というのは今回ないのですが、これはもう躯体を残してリニューアルするという整理です。これについてはゼロです。

部分改善ですが、これは間取りを改修したり、設備を改修したり、特に高齢者対応ができるような格好でということで、それについては 13、住戸数としては 250、維持保全というのはどちらかというと、現在住まわれている方たちのライフラインの部分、水道だとか、特に屋外防水、外壁補修等々

をやって、長寿命化をねらっていくということで 272、住戸数としては 4,831 ということで、右から二つ目にありますけれども、残りの部分については用途廃止ということで、住宅として廃止を進めていきたいというものです。これについては主に、北区、天竜区の老朽化した木造住宅が中心です。増減としましては、団地数としては 18.2%、住棟数としては、28.9%、住戸数としては 6.8 パーセント減じていくということです。

それぞれの区分分けの、主な対象の団地ですけども、建替えについては中心部にあります山城、鹿谷、舞阪の第一吹上等が候補地として挙げてあります。部分改善については湖東団地、第2浜表、初生等があります。維持保全については鷺の宮、遠州浜、中田島です。市単独住宅に転用ということがありますけれども、これについては、公営住宅法にとられない、市営住宅として活用していく棟数ということで、ご理解をいただきたいと思います。用途廃止については篠原、新橋、愛宕等が、結果として出てきたということです。このストック活用計画につきましては、平成 23 年から 32 年の 10 年間ということで、この間に社会情勢が変化しない限り、これに基づいて積極的に進めていきたいと考えています。

私の説明は以上です。

御室会長

はい、どうもありがとうございました。

それでは、各委員さんからのご意見、質疑をお願いしたいと思います。はい、村松委員どうぞ。

村松委員

村松です。よろしくお願いします。

中区協議会でも務めさせていただいたものですから、少し具体的ですが、先ほど北区のほうの木造の団地のことをおっしゃっていましたが、中心部もけっこう老朽化が進んでいる団地があります。そちらの団地を廃止するのか、その辺の意向をお聞きしたいと思います。

村田都市整備部長

特に中心部の市営住宅の老朽化の関係ですけども、前回の行革審でもご指摘いただきました、山城や鹿谷団地につきましては、昭和 20 年代につくったものですから、これについては基本的には廃止をして、集約化をしていきたいと考えています。

先ほどの 23 ページのパワーポイントの中では、建替えということで、集約対象候補として山城、鹿谷を掲げていまして、これについては、入居者の皆さん方のご意向だとか、どこへ集約するのがいいのか、これを少し検討していかないといけないということで、現在、方向としてはいくつかの古い建物を集約すべき場所へ、戸数を増やさない範囲で建替えをしていきたいと、今回の計画の中では位置付けております。

村松委員

その集約化を進めていく上で、いろんな居住者の方、実際に住んでいる方との話し合いとかもあると思いますが、それが進まない原因とか何かありますか。

村田都市整備部長

これについては、いくつかの団地については政策空き家とって、前回、政策空き家とは何だというようなお話がありましたけれども、基本的には古い建物で、耐用年数も過ぎて来ているということで、集約化し、新たな募集はかけない住戸があります。

現在お住みになっている方々に対しても、個別にまだ説明に入っている状況ではありません。ただ、いずれにしても入居者の皆さん方が、特に高齢者世帯の方並びに単身者の方、高齢者単身の方たちも大勢いらっしゃるにしまして、自分の終の棲家ということで考えていらっしゃる方が大変多いです。ですから、その方たちが、いずれ建替えをするときには、どちらかに一旦移転をしてもらって、また戻ってきていただくというような手続きもございまして、現在集約化する場所の選定も、まだ検討段階ですので、居住者の皆さん方には、まだ説明できない状況にあるというのが大きいのではないかなと思っていますところでは。

村松委員

住んでいる方も、高齢者の方がだいぶ増えているというのを聞きしています。この市営住宅は、市では住宅課が管理をしています。高齢者のことは福祉課だと思いますが、その住宅課と福祉課が連携を持たないと、これは進まないと思いますが、そのへんどうお考えですか。

村田都市整備部長

公営住宅そのものがセーフティネットということが、本来の目的であり、従来、高度成長期から、お若い方が市営住宅に入られた時代とは、少し様相が変わってきておまして、前回もお話もございましたけれども、基本的には福祉部門と連携を図りながら、進めていく必要があるという認識を持っています。現在住宅課と福祉関係と調整をしながら、実をいうと現在お住まいの方に対しても、ケアをしていかないといけないということで、その辺の新たな機能を付加したような公営住宅も検討する必要があるということで、その将来的な検討と現在お住まいのフォローを連携していくつかのところで進めているところでは。

村松委員

ぜひ早く居住者の意向を聞いたり、話を聞いたり、あとはぜひ課同士の連携を、早くきちんと進めていただければと思います。

御室会長

はい、ありがとうございました。

前嶋委員、どうぞ。

前嶋委員

すみません。前嶋です。今説明した中で、説明がなかった特公賃住宅というのはあまり聞いたことのない名前ですが、具体的にどんなもので、どこにあるんですか。廃止をするようにという答申を受けていると思いますが。

村田都市整備部長

特公賃という言い方ですが、特定公共賃貸住宅というのが正式名称です。場所としましては、有

玉台の団地と、中心部ではイーステージがあります。これについては通常、収入基準というのがある、その基準が先ほど言ったように、セーフティネットが本来の公営住宅の目的です。

特公賃につきましては、先ほど言ったように、少し中層の方もお入りになれるということで、収入基準の額が多少高くても入れるような状態で、住宅を設定しているところです。大きくは二つ、有玉台とイーステージがあります。これについては少し賃料が高いものですから、有玉台については、募集をかけてもなかなか入らないという状況があります。これについては今、国土交通省と廃止をしていくような状態で調整をしているところです。

ただし、イーステージにつきましては、中心市街地の活性化という目的の中で、優良建築物等整備事業という国の制度を使って建てた建物ですから、土地と建物のセットの中で、これをどうやって廃止、もしくは譲渡というような検討をしていく必要があるのだろうということで、現在国交省にお話を差し上げて、色々検討をしていただいているところです。できればイーステージにつきましても、特公賃から外していきたいと考えていたところです。

前嶋委員

答申の中に廃止することとありまして、今の計画の中に、廃止のところに入っていなかったものですから、質問をさせていただきました。進んでいるということではけっこうなのですが、本来のセーフティネットということから考えると、イーステージはどう考えても高級な住宅のように庶民感覚では思えますので、急いで対応をお願いします。以上です。

御室会長

はい、ありがとうございました。

ほかに委員さん、よろしいですか。

それでは時間の関係もありますので、ここで資産経営の総論と市営住宅、これについて少し私のほうから、まとめをしたいと思います。

資産経営の議論の前提といたしまして、延べ床面積で約 264 万㎡ある公共施設を、今後全て市が維持していくというためには、向こう 50 年間で建替えや改修費用として、約 1 兆 3,000 億円が必要になるということで、このスライドにも載っております。

年間にならしますと、毎年 265 億円ということですが、現在の市の予算の中でやりくりできるという金額は、年間約 95 億円でしかない。この数字を見るだけでも、到底全ての施設を維持することは不可能であるということは、皆さんお分かりになるというわけですが、選択と集中によりまして、施設の廃止・統合、これは避けて通れないのではないかと思います。

先ほどの説明の中で、市は現在ある 2001 の公共施設のうち、428 施設を廃止して、今後 50 年間の更新の経費を、890 億円削減するというお話がございましたが、これは 1 兆 3,000 億円のうち、890 億円が減るということであって、しかもまだ、そういう計画をお立てになったということでもあります。

とにかくこれは、先送りすればするほど、われわれの子ども、あるいは孫につけを回すということは、はっきりしているわけです。とにかく早くどんどんスリム化していかないと、大変なことになってしまうということを、市民の皆さんにもご理解をいただければと思います。

市営住宅についても、老朽化が相当進んでいるものも、先ほどの写真でもありますし、耐震の問題もたいへん心配ですので、市営住宅ストック総合活用計画、これを絵に描いた餅に終わらせないように、早急に実践につなげていただくように、ぜひ希望をしたいということで、まとめにしたいと思います。

イ 区の削減・廃止（本庁・区役所組織）について

1 区の削減・廃止

御室会長

それでは次に、区の削減・廃止について、区再編の工程表、あるいは区の再編のメリット、デメリットの検証、これを議題としたいと思います。

それでは市の説明をお願いします。

岩井市民部長

市民部の岩井です。よろしくお願いします。

本日の区の削減と廃止ということです。まずはじめに、区の削減と廃止ということで、詳細な工程表を23年12月末までに示すことと、検証に取り掛かり、区再編のメリット、デメリットや検証過程を早期に公開することという答申をいただきました。

それに対しまして私ども、市の考えを示すための工程表をお示しすることと、広く意見を聞き、オープンな議論を行うという方針を定めまして、昨年12月15日の市議会の特別委員会で、工程表を出ささせていただきました。そしてその工程表策定の想定ということで、行政区の再編には一定のメリットがある。もちろんメリット、デメリットは、今後しっかり検証していく話ですけれども、一定のメリットと申しますと、例えば職員の削減ができる、庁舎等の資産集約ができる、あとは公共交通が現在、少し不便だという話がございます、そういう利便性が上がるような場合もあり、一定のメリットがあるということの想定をしておりました。

次に、住民投票については個別実施型です。個別実施型というのは、事案ごとに設置する住民投票の形です。例えば、産業廃棄物処理施設の建設、合併の是非、そういった個別の事案ごとに、住民投票をするという形を取ることとしたものです。次は、公職選挙法と同時実施するというので、これは単独で住民投票をする場合もあるのですが、経費の問題だとか投票率の問題で、想定の中では公職選挙法と同時実施するとしたものです。

こちらが工程表です。まず最初に一番上の住民投票、条例等の内容を検討し、26年度に住民投票条例を制定し、27年度に公職選挙法と同時実施できればという仮の工程表をお示しました。メリット、デメリットの検証については、現在も行っており、引き続き行うものです。3のところでは、区再編案検討というところで、原案の検討をしつつ住民意向調査、これは全戸配布のアンケートを考えております。24年度の秋頃になるか、時期については未定です。

区協議会とか市長地域懇談会、これは毎年行っております元気が出る懇談会でございまして、26年度に区割り案等も確定し、住民投票条例のほうに向かっていきたいというものです。

3のところでは市民会議としてあります。こちらは広く皆さま方のご意見を伺うために、20人程度の会議を立ち上げればと思っております。自治会関係者の皆さま、経済界の皆さま、有識者の皆さま等々での会議を立ち上げて、区のほうの再編等の検討とか、幅広くご意見をいただければと考えているものです。

次のところに行政区画等審議会と記載してあります。これは市の附属機関でございまして、行政区画の変更につきましては、この附属機関の審議事項となっておりますので、こちらに区割り等の審議をお願いする必要があります。そういう意味で、こちらの審議会にもかけていくという日程です。

27年度のところには、行政区画等審議会でも区名審議と書いてあります。これは区の名前と区制に関することも諮問していければと思っております。

4のところでは、区の再編実施ということですが、関係機関への周知、条例改正等々、27年度中にしていく必要があるということをお願いをさせていただきました。

2 本庁・区役所組織

岩井市民部長

次のスライドにつきましては、本庁・区役所の組織というところで、市民サービス向上と効率的な運営体制を実現することと、出先機関の関係でございまして、機能的な効率的な出先機関を構築するというところで、ご答申をいただいております。それに対しましては、私どもは今、本庁・区役所体制の再構築ということで、サービス体制を少し検討しております。一番上のポツ(・)のところでは、いわゆるコンビニ交付(コンビニエンスストアでの証明書交付)の導入を検討しているところです。コンビニ交付につきましては、全国で43の市区町村で行われておりまして、今国で問題になっております社会保障と税番号制度の導入等、住基カード等を使ってまいりますので、そういうところの動向を眺めながら、コンビニ交付についても検討しているところです。そして市民サービスの効率化や区役所の利用といった、区役所業務の集約について今、検討を行っているものです。

次のところですが、この4月から12あります地域自治センターが、10の協働センターに変わります。そして、平成25年度からは公民館等が協働センターに変わってまいります。これも準備等にかかっているところです。

次に、これまでの取り組み・成果のところですが、証明書の自動交付機は現在、各区役所、北部サービスセンター、駅前のところ9台あります。こちらの手数料の減額等で、飛躍的に今伸びているところです。実績で申しますと、22年度が54,000件ほどありますが、この手数料の減額効果等で、今現在ですと15万5,000と、3倍近く伸びているところもあります。利用時間も、土・日・祝日、平日も合わせて9時から19時までということです。

次の区出先機関再構築の基本方針につきましては、行財政改革特別委員会でも説明をさせて

いただいたところです。そしてなゆた浜北サービスセンターは今年度末で廃止となります。このように出先機関の見直し等を行って、効率的な市民サービスの提供のために、本庁と区役所の組織の不断の見直しということで今、取り掛かっているところです。

私どもからの説明は以上です。

御室会長

はい、ありがとうございます。

それでは議論に入りたいと思います。はい、山本会長代行、お願いします。

山本会長代行

山本です。一番最初の進行管理のところで、区の削減・廃止というのは実施済み、これは工程表をつくったということだけだそうですね、それから実施予定ということで、いずれにしてもこれをしていきますというのが、まず一つ意思表示をされたことだろうと思います。ということは、行政の皆さん方は、これをやるべきであると納得されたわけですね。

岩井市民部長

区の再編等につきましては、不断の見直しの中で、七つの区を前提として、見直しをかけなくてはいけないということと、これがどういうふうな市民サービス等に影響しているのかという検証をしっかりと示さなくてはならないということで、この工程表を示させていただいております。

山本会長代行

要は、削減をする意思はあるんですね。だからこうやるということは、削減するかどうかを検討するのではないんです。やることを確認した上で、いろんな調査をされることにしていると思って良いですね。

岩井市民部長

これは今、七つの区を前提としたところの検証、市民サービスとか、メリット、デメリットを検証しつつ、それが先に削減になるかどうかということは、ここで今、確実に削減するということではございません。しっかりとこれは見直しと言いますか、今現在の検証をしていくということです。

山本会長代行

ということは、はっきりいうと、やるかやらないか分からないということですね。

行革審で言われたから、何でもやりますというのは、それは問題だと思うんです。だからこれはできません、あっても良いけれども、実施予定と言っているからには、やるという意思表示になるので、ぜひそういうつもりでやっていただきたいと思います。

この話が出てきたのは、第2次行革審です。その時出たのは「区役所の場所が悪い。」「浜松のバスの路線は放射状に出ているので、横の移動ができていない。」「東区役所、南区役所、西区役所というのは、非常に具合が悪い。」というような市民にとって都合が悪い、利便性が悪いという話です。

それとか7区制にして、専門職がだいぶ分散されてしまったと。今は少し元へ戻すような部分も出てきましたけども、専門職が分散されてしまって、行政が円滑に進まないんじゃないかと、旧の

市内では1カ所で全部できていたのが、あちこちに分散されて不便になったとか。あるいは、なぜ行革が必要なのかということです。例えば、これから先人口が減り、税収も減ると、今の職員を維持していけるだろうか。あるいは、先ほど出てきた施設の建替えなり、維持管理の金が足りるだろうか。そんなことから、究極的には数を減らして、経費を減らして、施設を減らして、今後の少子高齢化だとか、税収の減収だとか、社会保障費の増大だとか、そんなことに回すべきではないですかというのが目的です。その工程表ができたといっても、これは紙に書いただけの話でもある。実施したというのは、少し恥ずかしいと思うんだけど。

まず、最初のスライドで、25 番目、これまでの取り組みの成果というところで、区行政区再編検討の基本方針というのがありますね。この左のマスの、まず市が考えを示すというのがありますが、これは工程表の話ではないんじゃないですか。言いたいのは、これが一番影響を受けるのは、市民一人一人が影響を受ける話なんです。もちろん市役所も受けますけども、なぜこういうことをしなければならぬのか、市民に納得してもらうことが一番大事な話だと思います。

次のページの工程表のところでも、そういった話、メリット、デメリットというのはあるけども、メリット、デメリットを、いかに市民の方たちに理解していただいて、こういう方向に進むことを納得していただくかというところの部分が、一番力を入れなければならないところにもかかわらず、そういうものはここに何もありません。ここに書かれているのは、市の中での手続きみたいなものです。そういう観点が一番大事だし、そこを間違えたらできません。その辺をどうお考えですか。

岩井市民部長

メリット、デメリットの検証を、この工程表をお示ししたときからやっております。これは例えば、区の協議会の委員の皆さんから、ご意見をお伺いするだとか、区長やこの職員からヒアリングをするだとか、そういうことをする中で、取りまとめをしていきますが、先ほど委員に言っていただきました、専門職の関係だとかバス路線、交通とか、そういったものを今、ご意見をいっぱいいただいておりますので、ここのところをもう少し、市民の皆さんの区役所の利用の業務の頻度とか、どのくらい件数があるとか、そういったことをしっかり整理して、お示しできればと思っているものです。

なお、先ほどの説明の中で、住民意向調査全戸配布アンケートということを申し上げましたけれども、こちらにつきましては、どういうやり方とか時期とか、そういうことを含めて議会の皆さま方からご意見をいただきながら、調整をしていくという方向で行きたいと思っておりますので、先ほどの説明を付け加えさせていただきます。

山本会長代行

その議会の話で、先週か今週に、区の再編をやるんだったら、あらかじめ議会の理解を得てやってくれという附帯決議がありました。それは議会に対して区の再編の目的なり、こういうメリットがありますという説明が、足りなかったからではないかと思えます。

同じように市民の人だったら、直接的な関係ができませんから、もっと難しいと思います。80 万人の人たちの過半数が納得できるような案なり、理由なりをしっかりとやらないと、住民投票をやったって駄目だし、住民投票ができるかどうか分かりません。その辺に力を入れてもらいたいです。

今岩井さんのところだけでやっているのかどうか知りませんが、それで足りるかなど。人的な資源ももっと強化して、とにかく大改革、大変更ですよ。そのくらいの腰を入れてやっていただきたいと思いますが、そういうところはどうお考えなんですか。

岩井市民部長

今市民部の中に、市民協働・地域政策課があります。こちらは少し区の制度と言いますか、区のあり方、サービスとか、そういったものを常に検討していくところです。ですので、区の出先機関の再構築等の方針を示させていただくところは、本庁と区役所のあり方等々、従前から検討してきたところですので、ここのところは私どももしっかりと、区のサービス、本庁のサービスのあり方を検討してまいりますし、企画調整部に区の再編等中心は移りますが、私どもも一緒になって、常に区からの状況を把握するだとか、市民の皆さんに聞くとかして、しっかり重点的に取り組んでまいりたいと思っております。

山本会長代行

メリット、デメリットも大事かもしれないけど、なぜこういうことをしなければならないのかというほうが、もっと大事なんです。その話があまり出てこないの、くどいようですが、ぜひそこをきちんと整理して、それから最初の話があったので、やるんですねと言ったら、何かもやもやしているんだけど、そこがはっきりしないからやもやしてしまう話なので、そちらに座っている方たちみんなが、浜松市の将来を考えて、本当にこれはやらなければならないということを納得した上で動かなければ、駄目ですよ。ぜひ皆さん方幹部の方たちが、そういうコンセンサスを持って進めていくように、強くお願いをいたします。

御室会長

はい、武藤委員。

武藤委員

武藤です。よろしくお願いします。今のメリット、デメリットの話ですが、市の説明を聞く限りは、メリット、デメリットというよりは、サービスの部分での便利さだとか不便さだとか、というふうに聞こえます。メリット、デメリットというからには、何か比較する対象があって、それに対して良くなる、悪くなるという言い方が正しいのではないかなど。そうすると先にまず、ある程度原案というのを、七つの区をどういうふう、何区にするのかというふうなところがあって初めて、メリット、デメリットというものの見方ができるのかと思うのですが、この工程表を見ると、原案の検討のほうが後になる。メリット、デメリットの検証・検討よりも、原案の検討のほうが後になっているような形で、その後に意向調査だとか、協議会だとか、ここでまた検証・検討みたいところはやると思うのですが、まずどういう形で考えているのかというのが、何区にしたいのかというのが、市として持っているのか、それがベストだということで検証を進めているのかどうか、少しお聞かせいただければと思います。

岩井市民部長

先ほど少し触れましたけれども、私どもは今、七つある区を前提として、このメリット、デメリット、サービスのあり方、当然職員数も含めてですが、管理部門が重複しているのなら減らすことができる

だろうかとか、サービスについては、七つのこのところは今どういう不都合な面があるのか、まちづくりに関してはメリットもあるのかとか、そういうことを現在検証して課題等解決できることであれば、こういうところでしょうというような案を示したいと思っております。

ですので、今ここで私どもが、何区が良いとか、そういうことでは腹案を持っておりません。しっかり検証した中で、これから区の再編案というのをお示しできればと思っておりますし、当然、区の再編案ができたとしても100%ということはない。そのまたメリット、デメリットがあるけども、これはこういう案ですよということで、メリット、デメリットを常に検証しなければいけないということだと考えております。

武藤委員

ありがとうございます。あと、今各区長さんを含めて、区のところでメリット、デメリットを見ていますよ。それをトータルして考えたときに、ある程度の目指すべき区の数が出てくるのだと受け止めたのですが、それをやることによって、実際市の財政を圧迫するような、逆効果になってはいけないと思います。すごく各区は便利になったけれど費用がものすごくかかるようになりましたでは、元のもくあみになってしまいますので、その辺の各論だけではなくて、総論的なところでのもの見方もしっかりしていただいて、できればメリット、デメリット、サービスの面でいうと数字は出せないのかもかもしれませんが、浜松市の将来を考えた中で、経費をどれだけ抑えてサービスを維持していくのか、向上させていくのかというところを前提とするならば、そこら辺の数字的なものもしっかり示しながら、皆さんに理解を得ていかないといけないと考えますので、そこはよろしくお願ひしたいと思ひます。

岩井市民部長

分かりました。常に行革の観点というのは重要だと考えております。もちろんサービスも重要ですが、行革の観点も踏まえつつ、しっかり検討したいと思っております。

武藤委員

もう1点いいですか。

御室会長

はい、どうぞ。

武藤委員

27 ページの本庁・区役所組織のほうで、対応方針が書いてありますが、実際のところこの順番からいくと、コンビニの話というのはポツ(・)2個目以降でよくて、真ん中のポツ(・)の区役所業務の集約の部分の検証だとか検討だとか、これが1番に来るべきもので、これをいつまでに検討を終えて、やるべきものをいつまでにやるのかというところを明確にして欲しいと思ひます。

岩井市民部長

確かに区役所業務の集約というところの、まず検討を行って、その中でサービスをどうするか、その手段としてコンビニ交付だとか、があると思ひますので、そのところは順番的に逆だったかなと思ひます。しっかりそのところの、効率化に向けての手法と言ひますか、一度しっかり、コンビニ交付を含めてしていきたいと思ひます。

武藤委員

この本庁・区役所組織と、前段の区の削減・廃止というところ、個々が独立して展開されると、何か二度手間になるような重複感がすごく出てくる部分もあるものですから、これは実施予定というところで計画を立てているわけですから、それぞれ連携した中でものを考えていただきたいと思います。この区の削減・廃止だけではなくて、本庁・区役所組織の対応についても、明確に日程を定めて、いつまでにやるのかと、検討を終えて、いつまでにこういうふうに変えていくというのを、こちらの区の削減の工程表とリンクさせるような形で、明確にさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。以上です。

御室会長

山崎委員、どうぞ。

山崎委員

山崎です。今国では消費税の値上げと社会保障費の一体改革をやっていますが、何のために区の再編をやるか。これはもう先ほどから出ているように、税収が減る、社会保障費が上がるということで財政が従来どおりではできないということになるわけです。ただ一律的にサービスを低下するというのではなくて、組織を変えるだとか、構造的な改革をしない限り、従来の延長線上ではできないんだと。今浜松市の収支状況がどうなっているだとか、先ほど言っているように、これから多くの建替え費用もかかる、社会保障費も増大するというような実態、予測等々を、やはり市民の皆さんに知らしめた上で区の再編はどうあるべきかという議論をしていかなければいけません。今行革審が言ったから、経費を落とすために、市は区を削減しようとしているのではないかという考え方を取られている市民の皆さんが多いのではないかと思います。

広報等で、1年に1度ぐらい決算状況が出て、ましてや市長の公約で借入金を減らす、減っていますという、財政状態はけっこう良いんだと、そういう錯覚を受けてしまうわけです。そのためには、皆さん方が努力をして経費を抑えたり、工夫してこうなっていますよ、市の今の財政状態では今後どういうふうな必要不可欠な経費が増大していくのかというようなことも、できるだけ多くの皆さんに知らしめなければいけない。その中で、区が減るとどれぐらいの経費が減って、逆に市民サービスが低下する場合や区が統合されて近くに行けばすぐできるとか、そういう点もあると思うのですが、基本は今と今後の財政状態がどういう形になるんだというようなことの中で、どこか節減しなければならぬわけですから、そういうことを今後、市民の皆さんに知らせる機会を、より多く持っていて進めていってもらえればと思います。

今これを見ますと、区のメリット、デメリットだけ出てしまうものですから、基本的なところが、やはり理解がしにくくなっていますから、そういうことを知らしめた上で、検討をしていくというようにしたほうが良いと思います。以上です。

御室会長

はい、どうもありがとうございました。

それでは、時間の関係もありますので、私のほうから区の削減・廃止について、少しまとめをした

いと思います。

この 25 ページのところに、行政区の再編には一定のメリットがあると、こういう基本スタンスの中で工程表をつくったということであります。先ほど山崎委員のほうから話がありましたように、今の時代やこれからの将来を考えると、いろんな意味でスリム化をして、なおかつサービスを落とさない仕組みは何なのかと、こういうことを当然考えていかなくてはいけないと思っております。

そうした前提条件の中で、工程表を出してもらいたいのですが、平成 27 年まで書いてありますが、これは実施になると現実的には 28 年以降になるわけで、時間が非常にない。そのため、市民へまず、なぜやらなければいけないのか、そうしないとわれわれ自身、市民の皆さんが、若い人たちが将来困るという現実をしっかりとお知らせしてアピールをする。

再編のメリットというのは、いろんな意味でものすごい効果があるし、経費も減ると思います。市役所の皆さんの前で申し上げるのも申し訳ないのですが、市の職員もかなりほかのところへ回っていただくとか、全体としての総定員も抑えられるとか、当然大きなメリットがありますので、これについてはぜひ前向きで、われわれもこれから議論をしていきたい。

今日は非常に総論のところの検討をしておりますが、これからもう少し深く検証をして、今回の区の削減・廃止、これについての市民へのアピールも含めて、われわれのほうでも取り上げてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ウ 人件費・定員の削減について

御室会長

それでは、市から説明をお願いします。

鈴木総務部長

総務部の鈴木と申します。どうぞよろしくお願いします。

人件費・定員の削減について、三点を掲載させていただいております。一点目の総人件費の削減、二点目は職員の意欲と資質の向上、三点目が時間外勤務の縮減ということです。

まず一点目の総人件費の削減です。主な答申といたしましては、ここにありますように、総人件費の削減目標の設定、定員適正化計画の実施において正規職員の 5,000 人体制、正規職員だけでなく総職員数を計画的に削減すること、特殊勤務手当の廃止・見直しを進めることということをしていただいております。

まず対応方針ですが、一点目、二点目でございますが、平成 23 年3月に定員適正化計画を策定しましたが、この計画の着実な実行していく中で、事業評価の活用、組織や事務事業の見直しなどにより一層の削減を図り、総人件費の削減額を上乗せをしております。

三点目ですが、特殊勤務手当の適正化に向けて、関係団体と協議を進めてまいります。

四点目ですが、厚生会への公費による交付金についてですが、これについては平成 24 年度から廃止をしております。

これまでの取組み・成果です。下の表が定員適正化計画の概要ですが、市民の安全・安心にかかわる消防局の職員を除いた定数を掲載させていただいています。平成 24 年度については、計画では 98 人の削減を載せさせていただいておりますが、115 人の削減をしております。

この表は平成 19 年度から 24 年度見込みの総職員数です。平成 19 年度から、行政需要への対応や市民サービスへの対応もありまして、平成 22 年度、23 年度は増えていますが、24 年度については 7,063 人の体制を考えています。これにつきましても、全体的な削減を進めてまいりたいと考えています。

2の職員の意欲と資質の向上についてです。

一点目は職員の意欲と資質の向上のために、これは管理職の職員に対しては、すでに導入しているところですが、一般職員に対しても成績給を導入して拡大して行くことという答申をいただいています。

二点目に管理職を含めた職員の専門性の向上、三点目に民間企業等との人事交流の促進という答申をいただいています。

市の対応方針ですが、人事考課に基づく職員の任用及び成績給の反映については、人事考課制度に目標管理の仕組みを取り入れてまいります。また、自己評価の制度を導入してまいりたいと思います。平成 24 年度中に制度設計をしてまいりたいと考えています。

次の、民間に学ぶ職員資質の向上の一点目です。民間経験者の採用にあたっては、改革・改善意識に着目した選考を、引き続き行ってまいりたいと考えています。これまでの取組み・成果ですが、先ほど答申でご指摘いただいた部分ですが、一般職員に対しても人事考課の結果に基づき、これをベースにした成績給の制度を、平成 24 年1月から一般職員に対しても導入しました。この導入につきましては、昇給に対する成績給の導入です。管理職員につきましては、勤勉手当についても成績給、いわゆる人事考課の結果に基づく勤勉手当を支給していますが、一般職員については、今後、導入に向けて取り組んでまいりたいと考えています。現行では、昇給に対する成績給の制度を導入しているところです。

民間企業、民間研修派遣の状況については、ここに記載の通りです。

3の時間外勤務の縮減ですが、時間外勤務は平成 22 年度実績の 20%減を目標に縮減を進めること、それから時間外勤務縮減の目標を組織で共有し定着させる仕組みをつくることという答申をいただいています。

市の対応方針ですが、平成 22 年度の時間外勤務の縮減については、平成 18 年度ベースで時間外勤務は 20%の削減を図っています。答申を受けまして、平成 22 年度ベースに 20%の削減を目標に取り組んでまいります。

これまでの取組み・成果ですが、平成 22 年度と平成 23 年度の時点の状況を載せています。時間数について、現時点では 4.2%の削減、手当額については 4,700 万円余の削減、4.1%減という状況になっています。

説明は以上です。

御室会長

どうもありがとうございました。

それでは、各委員からのご意見、質疑を受けたいと思います。南出さん。

南出委員

南出です。

人件費・定員の削減について、29 ページの私どもの答申が、総人件費の削減目標を設定すること、正規職員 5,000 人体制を目指すことという答申をしているのですが、市は対応方針の中で、定員適正化計画の着実な実施とともに、総人件費の削減を上乗せをしていくとおっしゃっていますが、その中でまず一つは、総人件費削減の上乗せというのは、具体的にどの程度をお考えになっ
ていらっしゃるのか。それから具体的な金額、削減目標の設定というのはどうされるのか。それがまず第一点。

二点目に、一番下にある表は消防局を除く部局ですが、定員適正化計画の消防局も含めた人員のシミュレーションで、平成 27 年度で出ているのですが、その資料が確か4ページぐらいでしたか。私たちは平成 27 年度という年度は言っていないけれども、正規職員 5,000 人体制を目指すということを答申しているわけです。それを目指すかどうかという意思が本当にあるのかどうか。その辺を二つ、まずお伺いしたいと思います。

鈴木総務部長

それでは一点目でございます。具体的な上乗せが今の時点で、想定をされているかというご質問ですね。今年度、24 年度に向けての取組みもそうですけれども、その時々で、例えば 24 年度におきましては、防災計画の重点的な取組みや、エネルギー対応についての充実、県から権限移譲が今回想定外で、市のほうに権限がおりてくるという状況がありまして、時点時点で必要な、行政的に対応すべき事象が起こってまいります。そういうことと、組織の見直しも時点時点で行ってまいりたいと思っております。今この部分でということで、上乗せの部分というのは、今この時点ではちょっと申し上げられない状況です。

それから削減目標ですけれども、先の二点目のご質問で 5,000 人体制という話をいただいています。人件費の削減の主なものということになりますと、職員数の削減でございます。職員数の削減目標を定めることによりまして、総人件費の削減目標につながっていくということになります。この総人件費の削減目標ということで、答申でも 5,000 人体制を目指すということをいただいていますので、私どもとしては、区などの組織の見直しを踏まえまして、5,000 人体制を目指してまいりたいという考えです。

南出委員

5,000 人体制を目指すのですか。

鈴木総務部長

はい。

南出委員

目指すという今ここで、先ほどの表があるのですが、平成 27 年度で約 5,500 名ですね。5,000 人体制まで 500 人、人数にギャップがあるわけですが、そのギャップを埋める 5,000 人体制をいつ実現するのか。先ほどからおっしゃっている削減金額は決めていない、かつ 5,000 人体制を目指す、という気持ちはあっても、実際にいつまでにどういう形でというのがないと、それはお題目になってしまって効果がないわけですが、その辺はいつの時点を考えてらっしゃるのか。

鈴木総務部長

この体制を進めていくためには、事業や施設を廃止していくなどの取組みが必要だと考えております。その中で、先ほどもちょっとお話があったのですが、区のあり方がどういう形で進めていくかということが、庁内でも、市民の方々を交えて進めていくことになりますので、私どもとしては、区のあり方をどうするかということが、大きなウェートを占めていると考えております。

区のあり方については、先ほどの工程がありますので、それを私どもは、その工程の中で進めていくということですが、現時点では、こういった取組みの中で達成年度や具体的な手法を明確にしていくことになろうと思っております。

南出委員

私どもの答申のところで、人件費削減見込みは 27 年度で 4 億 5,100 万円で、わずか 0.9%と。別の資料でも 27 年度で委託費を含めても 14 億円ぐらい。14 億円というと 2% ちょっとですね。委託を含めてこれだけの金額しか減らないというのは、ちょっとバッファがあるのではないかという気もするものですから、結果的にそれを上回ったら成果があったぞと、そういうことではなくて、もっと具体的に削減目標を金額で決めないと、金額目標と人員目標をいつと決めないと。これは予算と一緒に再分析もできないし、何が問題点で実行できなかったという反省もできないわけですね。次につなぐこともできない。やはり実行するだとか、着実にだとか、上乘せというのは、これは非常に玉虫色というか、言葉だけでは、ある面ではどうしても表現ができるものですから、毎年これを来年も繰り返したら、われわれ行革審のメンバーとしては、非常に情けないものですから、そこのところは十分に検討していただいて、お願いしたいと思います。

次に、これを実行していく責任部署がどこなのか教えていただきたいのですが。職員数も含めて、総人件費をですね。この推進体制というか。執行体制ですね。

鈴木総務部長

人件費削減の取組みにつきましては、中心になっているのは人事課になります。総務部の人事課です。

南出委員

総務部の人事課は、人の問題は良いのですが、これには人件費ですから当然、財務というか、予算の執行の関係もありますし、あともう一つは、事業の見直しを問うという部門、ここで言うと企画調整部、その連携が非常に大事だと思うのですが、その辺の連携をいかに具体的に取っていかうと考えておられるのか、一番大事なところのやり方ですね。具体的な方策に関して、ちょっと教えて

いただけますか。

鈴木総務部長

今、委員がおっしゃるとおりで、予算全体の経費、所管している予算の関係は財務部でありますし、個々の事務事業のあり方については企画調整部が所管しています。併せまして、私ども総務部は、人の配置とか組織も所管しておりますので、この三部の体制、連携というのは、まさに大事なことだと思っております。基本的にはベースになる部分というのは、定員適正化計画の中で、その時点では何を、どういう行政需要に対応をして、どういう形で削減をするかというのは、定員適正化計画には載っていますが、今申し上げたように、更なる上乘せの部分については、それぞれの事務事業のあり方や予算の状況などに絡んでまいりますので、今後の取組としてはこの三部が、当該年度の、要するに翌年度の各部の執行体制、人の体制について、計画を毎年出させますので、その前段階として、どこまで人が必要かという検証を三部で取り組んでまいりたいと思っております。

南出委員

最後にちょっと私のほうから。500名ぐらい5,000人体制には足りないわけですが、区の再編とか事業の見直しでも、区の再編、それだけでは、改善レベルではできないようなレベルのギャップがあると思うので、そのギャップを埋めるためには、もっと大きく改革レベルのことを検討するようなことも必要だと思いますので、その辺もぜひ三部署で連携を取って、考えていっていただきたいと思っております。

御室会長

ほかに委員の皆さん、ありますか。井上さん。

井上委員

それでは私のほうからは、人事考課に基づく職員の任用及び成績給への反映ということについて質問します。

答申では、職員の意欲と質向上のため、一般職員に対しても成績給を導入することとなっております。先ほどのお話で、平成24年1月から一般の職員にも成績給を導入したということですが、これは完全に実施されていると理解していいですか。

鈴木総務部長

昇給への対応として、この1月から実施をしております。

井上委員

今後それは、昇給・昇格、あるいは期末手当等にも反映されると理解してよろしいですか。

鈴木総務部長

昇格はちょっと違いますけど、勤勉手当での成績給の導入というのは進めてまいりたい。今後もしっかり取り組んでまいります。

井上委員

私のほうも導入されたということでありましたので、人事考課のマニュアル、それから人事考課要

綱等を読ませていただきました。内容については、大変よくできているというふうに評価しておりますけれども、その中でも何点かまだ不明確な点がありましたので、そこについて質問をさせていただきます。

総人件費調整の仕組みというところがちょっと不明でありまして、考課標語というところで、例えば「S」とか、「A・B・C・D」五段階の評価されておりますけれども、これを各部署で評価したときに、どうしても上のほうの成績のほうへ偏りがちとか、あるいは逆に低位のほうへ偏りがちとか、そういった傾向が出てくると思うのですが、これは総額人件費の立場からいくと、どういうふうに調整されているのか。

鈴木総務部長

年2回人事考課を、課長補佐以上の職務の考課者が年2回職員を見ます。その考課者につきましては、新たな考課者になるものにつきましては、毎年研修を行っております、今委員がおっしゃったような、どうしてもハロー効果と言いますか、どちらかにぶれる傾向があります。良い職員はよく見てしまい、悪い職員は悪いところしか見ないという、そういう傾向がありますので、そういった部分については研修で、考課能力を高めていただくようにしております。

合わせまして、その職員の状況というのを、ご覧になったと思いますが、今回、勤務状況の報告書も所属長に、考課者につくらせておまして、日々の状況をそれぞれに記載していただいて、この部分によって、こう評価したんだということが、最終的に取りまとめるわれわれにも分かるような形で、提出をしていただいております。

それから考課者につきましては、一般職員につきましては、三段階で行っております、課長補佐が1次で見て、課長が2次で見て、3次的総括として次長が見るという形で、精度を高めてもらうように指導しているところです。

以上です。

井上委員

われわれも経験がありますけれども、やはりどうしても部下に嫌われたくないために、良い方向へ評価をすとか、そういうことで、総人件費から見ると、どうも平均昇給がアップするという傾向があります。われわれが導入したのは、Sは発生比率が何%、Aは何%ということで、総合的には平均点になるような、そういう方法を採用しているのですけれども、このマニュアルの中では、そういったところがちょっと欠けているのかなというふうに思います。

それから、評価の高い若手を積極的に管理職に登用することということになってはおりますけれども、方法としては確かに好ましいのですけれども、そうしますと、管理職が今度は増加していく。これは行革の方針と逆行しますので、若手を早期に登用すると同時に、高年者の役職定年制などを、併せて仕組みとして導入されるべきではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

鈴木総務部長

一つは、今いわゆる係長級への任用というのは、基本的には30代という形で、能力に応じて配置をしていくというのは、すごく大事だというふうに考えておまして、管理職ではないのですが、ま

とめる能力を 40 歳前後で身に付けていただきたいという形で、昇任年齢を下げるということをも、もちろん能力に応じてですが、考えているところです。

役職定年制につきましては、今、国のほうでもいろんな議論があるようなのですが、定年制のあり方の中で議論されていますので、私どももいろんな方面から情報を得ながら、国の状況なども少し調べていきたいと考えております。

井上委員

役職定年と同じく、民間企業の多くでは高年者の方、例えば 55 歳、あるいは 57 歳、そういったところで昇給が打ち止めになって、それから先、徐々に降給していくというような制度を採用しているところが多いわけです。これから公務員につきましても、人事院の中でも定年の延長とか何とか、そういったところがいろいろと検討されているわけです。そういった中で、そういう降給制度を、年齢によって降給するような制度を、今のうちから早く仕組みを考えておかないと、人件費の増大につながると思いますので、そこら辺をぜひお願いしたいと思っております。

それからこの成績給の導入が、本当に職員の意欲の向上、あるいは業務効率の向上、そういったところにつながっていくのかどうか、総人件費の削減につながるのかと、そういったところを今後、定期的に検証していく必要があると思います。今導入されたばかりなので、深くは追求いたしません、そういったところを継続して定期的実施されるということ、お願いしておきたいと思っております。

御室会長

山本委員、どうぞ。

山本会長代行

成績給というか、勤務評定に関連するのですが、若手を登用していくということですが、今までは 40 歳ぐらいになるまでは、ほとんど差が付かないというのが慣習なのだと思いますが、それは若手を起用するということを進めることによって、なくなっていくのですね。

鈴木総務部長

成績給の導入によって、今まで一律で年齢に応じた給与という形ではなくなるということと、30 代後半での係長級は今もまだまだですが、すでにおりますので、そういう部分の拡大をして、委員がおっしゃったような 40 歳まで同じ給与で上がってくるという体制ではなくなると思っております。

山本会長代行

今年から始まったと思っていいのですか。

鈴木総務部長

結構です。

山本会長代行

4月1日付でだいぶ異動がありますが、昇格というのはあるのでしょうか。1日付と聞いていいですか。

鈴木総務部長

今回、異動は4月1日の異動で、例えば主任から係長になるとかというふうな、今回の異動の中

に入っています。

山本会長代行

4月1日付でやるのですね。

鈴木総務部長

そうです。

山本会長代行

その中に若手の起用というのはあったのですか。

鈴木総務部長

少ないですけどもありました。

山本会長代行

何歳ぐらいの人が。

鈴木総務部長

39歳です。

山本会長代行

ぎりぎり40じゃない。もうちょっと、若手といたら30代前半まで含めてもいいと思うので、もっと範囲が広がるようにしていったほうがやる気が出るのではないかと思います。よろしくお願いします。

鈴木総務部長

研究させていただきます。

御室会長

井上さん。

井上委員

こういった市職員の給与体系、水準等を民間標準と比較したいと思っても、なかなか分かりにくい。ですから、成績標準者の各年齢、ポイント別の平均給与がどういったふうになっているのか、モデル給与水準を教えてください。併せてその各年齢ポイントでの、一番給与の高い人と一番低い人との、その幅がどの程度あるか、そういったところをデータとして、出していただきたいと思います。

鈴木総務部長

今、モデル的などというふうにおっしゃって、なかなか市の場合は、モデル的にどう上がっていくかというのがないものですから、そのモデルはちょっとつくるのは難しいかもしれませんが、可能な限り資料は出させていただきます。

御室会長

村松委員、はい、どうぞ。

村松委員

人の問題は本当に、企業も含めて一番大事なところだと思いますので、人事課の皆さん、大変

苦勞するんだなと思いました。

あと正規職員を減らしても、非常勤職員がだんだん増えていきますので、私は行政の方の仕事の内容とかが、まだまだ詳しく分かりませんが、これから業務の見直しとか中身ですね、そういったこともいろいろ内容を含めて、職員を減らす、減らさないというのを考えていただきたいと思っています。

それから一つ、答申の中にも、民間企業やほか団体と人材の交流を深めて、常に外部の風を取り入れることとっております。これまでの取組みで民間研修に派遣していますが、5,000 人もいて23 年度は3名、そして24 年度は6名で、少なすぎるのではないかと思うのと、その後どんなふうにか考えているかと、これを派遣した職員の方は、その後それを皆さんに発表する場があるとか、何かそういうのはあるんですか。

鈴木総務部長

人数のことは、受けていただく会社との関連もありますし、少し研究をしていきたいと思っています。

それから研修を受けた職員につきましては、研修の冊子を人事課でつくっております、経験を発表してもらおうということと、研修の講師になってもらいまして、自分たちが何を取り組んできたかというのを、職員の前で公表してもらおうという機会を設けております。また、職場の中でも、それぞれの課内研修の中で発表をしてもらうように指導しているところです。

御室会長

岩田委員、どうぞ。

岩田委員

素朴な疑問なのですが、3次のときにも伺いましたかどうか分からないのですが、市は、ほかもそうなのですが、適正化計画というのがどうもお好きなようで、この人件費も定員適正化計画をおつくりになって適正だいいながら、私が素朴に思うのは、なぜそれで時間外勤務がこれだけあるのだろうと。市は今与えられている業務を適正にこなすためには、これだけの人が必要ですと。私の考えでは、適正ということは、勤務時間内で終わるための適正人員だろうと。それなのにこれだけの時間外勤務があるということは、本当に適正計画なのですかと。

もう一つ、適正計画の人員でやっていたら、この時間外が減れば、総人件費が単純に言って11億円削減ができますよね。そここのところの関係が。だから何をもって市は適正だとおっしゃっているのか、私にはちょっと理解できないのですけど。

鈴木総務部長

時間外につきましては、今の状況が決して良いわけではありませんので、委員がおっしゃるように、仕事の進め方をしっかりと各所属で見て、所属長が重点項目を毎年つくっておりますので、その中でしっかり取り組んでもらうように、強く指導してまいります。

基本的には、職員の配置につきましては通常業務になるように、おっしゃるとおりで、勤務時間の中で業務がこなせるという配置で考えております。特に緊急で取り組まなければいけない部分も、

確かにあるものですから、時間外をなくすということは非常に難しい部分もあると思いますけれども、あとは必要な部署に職員を、状況によって再配置していくということも含めて、取り組んでまいりたいと思っています。

御室会長

どうぞ、井上さん。

井上委員

総人件費の削減の立場から、昨今の新聞紙上で、国家公務員の退職給付金が、民間企業より400万円程度多いということが報道されましたし、公務員の共済年金についても、職域加算により民間より優遇されているというふうに報道されていますが、これを市当局として、どのように受け止められているのか、我々としては今後の行革でまた更に、ここの辺は詰めさせていただくと思っておりますが、今はただどういうふうに受け止められているかだけで結構です。

鈴木総務部長

退職手当につきましては、私どもは新聞報道で知っているレベルですので、まずはこれは人事院が国に対して、どういう形でなるかというのは、私どもはまずは注視していきたいと思っています。

年金のことににつきましては、制度のことですので、これについても状況を見ていきたいと思っています。

御室会長

はい、それでは議論も出尽くしたと思いますので、人件費と定員の削減について、ひと言私のほうから申し上げたいと思います。

平成18年から22年、これを比較いたしますと、浜松市の人件費は628億円から565億円、約10%減少したということですが、人件費が委託費に変わった分、これを考慮いたしますと約7%の削減、こういうことになるわけです。

一定の成果は出ていると評価をしておりますが、ただ、これで終了、これで終わりというわけにはいきませんので、今後の市の財政を考えれば、まだまだ削減をしていかななくてはいけないというふうに考えています。

そのためには、先ほどもずっといろいろ議論も出ていましたが、事業の見直しをする企画調整部、それから定員を管理する総務部、予算を所管する財務部、このあたりがしっかり連携をとりながら事業の選択と集中を行っていくと。また併せて、部署ごとの人員の適切な配置につなげていくということを、しっかり地道にやっていくことが大事だと思っておりますので、申し添えておきたいと思っております。

エ 動物園とフラワーパークの一体化、フラワー・フルーツパーク公社のあり方について

1 動物園とフラワーパークの一体化

御室会長

次は、動物園とフラワーパークの一体化、フラワー・フルーツパーク公社のあり方、これについて議論をしたいと思っております。

それでは、一括して市のほうから、この二点につきまして、ご説明をしていただければと思います。よろしく申し上げます。

玉木都市整備部花みどり担当部長

都市整備部の花みどり担当部長玉木と申します。私のほうからは、一つ目の動物園とフラワーパークの一体化について、ご説明をしたいと思っております。

答申ですが、4項目ほど出されております。一つ目は、市民の憩いの場とするということ。二つ目が、指定管理者の導入を図るということ。三つ目が、不要となる借地を返還して、残りの借地についての早期購入を進める。四つ目、工程表の平成 23 年度内の明示ということが、答申としてあります。

これに対する対応方針についてですが、動物園とフラワーパークの一体化からの面です。三つありまして、一つ目ですが、平成 25 年4月に動植物公園としての開園を目指し、平成 24 年度末までに公社の資産を市に移管をして、公の施設として指定管理者制度を導入する。この中身に対し三点ほど詳細に記述をさせていただいております。

動物園とフラワーパークの施設管理を一体化して、経営の効率化を進める。二点目、指定管理者制度の導入によって運営体制を見直し、経営の柔軟性を確保するとともに、都市公園としての魅力度を向上させていく。三点目、指定管理者には3年間に限って、公益財団法人を目指している浜松市フラワー・フルーツパーク公社を充てるということです。

次に、二つ目の対応方針です。舘山寺総合公園再整備計画を策定して、施設の効率的・効果的配置について検討するとともに、段階的に施設環境を見直して、規模の適正化を図るということです。

三つ目の対応方針です。借地の返還・購入については、平成 24 年度からの動物園との一体化の協議の中で検討していくとしております。

これまでの取組み・成果です。一つ目が、庁内に設置した舘山寺総合公園再整備計画の検討会において、一体化の実現に向けた再整備の策定を進めております。二つ目ですが、借地契約の更新にあたりまして、これまでは 20 年という契約期間でしたが、昨年末にこれがちょうど切れたものですから、今後、1年間の更新の契約ということで、地権者の同意を得ているということです。一つ目の動物園とフラワーパークの一体化については、以上です。

2 フラワー・フルーツパーク公社のあり方

和久田産業部農林水産担当部長

産業部農林水産担当の和久田と申します。よろしく申し上げます。

答申をいただいております内容は、公社につきまして設立目的が希薄化し、今後も赤字解消が見込まれないために、平成 25 年 3 月末までに解散をすること。

もう一点は、公社は勸奨退職の実施や再就職の斡旋など、自ら責任を持って行うこと。市は公社設置者としての責任を持ち、職員の雇用対策に最大限の支援を行うこと。という内容です。

対応方針としては、公社は解散せず、組織の見直し、経営改善を図っていくということです。一つは、フルーツパークの運営をまず切り離れた上で、財務状況の改善を図っていく。公社につきましては、公益財団法人化を目指して、その移行申請を行っていく。それからフルーツパークですけれども、その分離に伴いまして、希望退職を募るといこと。フルーツパークの指定管理者に対しては、公募に際し、退職職員の再雇用についての条項を盛り込んでいく。こういうことを考えています。

これまでの取り組み内容として、平成 23 年度ですけれども、公社職員の創意工夫によりまして、イベントや広告宣伝にかかる費用の削減を実施したり、あるいは、公休を少し減らして、その分職員がアルバイトや派遣職員に変わるといことでの、賃金を少し抑えた形で、総額として 4,800 万円ほどの経費削減を実施している状況です。

課題認識といたしまして、これまで園芸シンポでありますとか、市民の憩いのが、あるいは観光拠点として運営されてきておりましたが、その辺の設置目的が、やや曖昧になっているのではないかと、民間委託ということにしながらも、市の管理の元で、運営の自由度が非常に少なかったといこと。入園者の満足度向上が不十分であるといような課題認識を持っております。

これは何からきているかということですが、公社による運営方式というものに、限界があるのではないかといふふうに考えています。市の関与が働いているものですから、現場の創意工夫が活かされない。それから、人件費の負担の高い給与体系になっている。あるいは収益が定められた入園料に依存しなければならないことでの経営構造、市と公社で責任の所在が明確になっていないと。こうしたものがあると思っております。

改善の方向性として、設置目的を再確認する中で、非日常的な感動を提供する場として、特に季節的には春とか秋を想定されますが、そういう場であり、また、年間を通して誰でも楽しめるような憩いの場であるべきだといふふうに考えています。

指定管理者制度の導入に伴いまして、経営の自立と柔軟性、創意工夫による顧客満足度の向上を目指したい。資産の所管を整理して、市の責任を明確にしていきたいといふふうに考えています。

次のシートに移ります。先ほどとダブりますが、指定管理者の選定につきましては、公社に 3 年間任せていきたいと考えています。その理由として、これは公社の職員がということなんですけれども、希少植物や花の育成、開花技術の保有などに優れている。公益性の高い学習事業などの豊富な経験を持っている。安全管理や魅力的な演出に必要な施設の特性などを熟知しているといふふうに考えています。

公社の経営体質の刷新ということでは、理事長並びに園長を公募していきたいと考えています。これは施設の設置目的を良く理解し、一定のノウハウを持つ方を公募したいといこと。総費

用の点検、人件費の削減もしていきたいと考えております。それから営業力を強化する必要があることから、外部登用によって収益につながるような営業力を持っていきたいということを考えています。簡単ですけども、説明は以上です。

御室会長

はい。ありがとうございました。

それでは、ご意見、質疑をお願いしたいと思います。はい、水谷委員どうぞ。

水谷委員

水谷です。私は初めてなものですから、少し抽象論に入るかとも思いますが、まず一体化のほうですが、動物園とフラワーパークの一体化と、この資料の中に、実に大きな言葉が飛び交っているわけです。ぱっと見ただけでも動植物公園、都市公園、舘山寺総合公園、こういう言葉をぱっと市民が見たときに、そんなにお金あるのというふうにとられてしまうと思うんですね。今は時節柄 3.11以降、安全・安心、そしてエネルギーの問題で、これから地方行政も、もっとお金がかかるだろうなと、こんなことを思っているときに、こういう言葉がぼっぼっとマスコミを通じて出てくるということに対して、私はどうなのかなど、正直感じざるを得ないというふうに思っています。

もちろん所管の皆さんは、それぞれの所管の使命、役割がありますから、その使命、役割に基づいて、こういう言葉を使いながら市民のためにということで、発信をしている、また計画を組んでいると思いますが、それはそれで決して責められるべきではないというふうに、正直申し上げて、そう思うわけですが、今はそういう時代ではないということを含めてぜひ、今日は副市長さんお見えですので、おれもひと言しゃべりたいなと、そろそろ思っていると思いますので、合成の誤謬という言葉がありますけど、このごろの判断は正しいかもしれないけれども、それを全部寄せたときに、必ずしも正しくないということがありますねということも念頭に置きながら、これからの市政運営を、まずお願いをしたいし、それに対してどうお考えか、コメントがあればいただきたいし、今日はいいよということであれば、それはそれで結構ですが、いかがでしょうか。

御室会長

それでは、山崎さん。

山崎副市長

すみません。私はコメントする立場にないので、申し訳ございません。

水谷委員

それではまたどこかの場で、しかるべき立場の人と会話をさせていただきたいなというふうに思います。よろしくお願ひします。

それでは、一体化の話になりますが、この話はどちらがどちらか分かりませんが、新聞、マスコミ先行ということで、随分先走って出ておりますので、これは記者さんの取材努力か、当局のリリースなのか分かりませんが、皆さん既に、こうなっていくんだろうなという予見があると思いますが、まず評価をしたいのは、資産は今回、市に移管するという決断をして、24年度中にやるということに対しては、まず一歩前進かなというふうに思っています。

そしてその後、答申の中身はそんなに難しいことを求めているわけではなくて、赤字補てんをずっと市がやってきた公社を、もうそろそろ今までのやり方では限界ですねと、この辺で見直して再構築したらどうですかと、こんな提言だというふうに思っていますが、フルーツパーク、フラワーパーク、動物園、この三つの中で、フルーツパークは切り離して、動物園とフラワーパークの一体化ということですが、ここに書いてある動物園とフラワーパークの施設管理を一体化し経営の効率化を進める。そして指定管理者制度の導入により、運営体制を見直して、経営の柔軟性を確保して、都市公園としての魅力度を向上させていく。こういうことが今までなかったから、こういう事態になってきていると思うわけです。ですから、こういうことを打破するためにはどうしようかということになると、やはり民間の活力をしっかりと導入しながら、指定管理者制度を公募でやっていくのかなと思うわけですが、しかしながらその後に、指定管理者には3年間に限り、フラワー・フルーツパーク公社を充てると、こう言いきっているわけですが、先ほど言った前段の部分を、3年間できちっと払拭できるという手応えなり、業務計画なり、できているかどうか、そこをまずお伺いしたいと。

和久田産業部農林水産担当部長

今方針を、こうした議論をしていただいて、公社をどうしていくかということで、平成 24 年度中に、先ほど申しあげました体制を整備するだとか、あるいは公社の中においても、ある程度覚悟を決めて、今後の事業展開をしていくということでは、その点は、まずは公社に任せることだろうというふうには思っています。

水谷委員

これからということ、それはいつごろまでに、そこら辺の定めはやる予定。民間企業でいきますと、3か年計画とか事業計画とか経営計画というのは、当然つくった上でスタートするわけですけど、その部分というのは、いつごろ手を付けて、いつごろそれを情報として出せるのか。それに基づいて検証は、お互いにしていかなければいけないと思うんですね。

和久田産業部農林水産担当部長

具体的な時期につきましては、まだお聞きしておりませんが、平成 25 年4月にスタートということであれば、当然その前に、少なくとも3か年はこういうふうやっていくんだということは、持つ必要があるというふうには考えています。

水谷委員

それは新しい指定管理者になる公社の側でやるのか、市当局も入って。動物園の管轄は今、市ですよ。市当局も入ってというふうになるのか、公社に丸投げでやるのか、その辺のスタンスは今どうなっているんですか。

玉木都市整備部花みどり担当部長

動物園につきまして、今のところ市の直営というふうにご考えておりますので、この指定管理者の守備範囲につきまして、今のフラワーパークの範囲と、動物園の植栽の部分だとか、清掃の部分だとか、そういった一体的にできる部分は、今度の新しい指定管理者のほうの守備範囲ということで、ちょっとそこは動物園と分けて考えていただきたいと思います。

水谷委員

市直営の動物園と、新しい指定管理者の公社のフラワーパーク部分の一体化という部分で、少し市民側に分かるように教えてほしいわけですけど、そこが一体化されると、市民入場者として、どういうことが、これは一体化になったんだなというふうに、感じられるのか、感じられないのか。例えば物理的に、行き来自由になるとか、料金制度が新しくまくなるのか、その辺は今時点ではどうお考えなんですか。

玉木都市整備部花みどり担当部長

あくまで今時点の話ですけども、やはりサインとか、お互いの相乗効果をねらった、お互いに魅力をPRしあって、相乗的な効果を出していくというような努力はなかったものですから、そういった部分については、一体化というふうに言えると思います。ただ、すべて一体化してしまいますと、動物園の客層であるとか目的であるとか、あるいは今のフラワーパークの客層なんかも、具体的にいうと動物園は、子どもさんとかファミリー層、フラワーパークですと60歳代ぐらいの主婦の方ということで、かなり明確に違うものですから、それぞれを、例えば一体化というひとくくりの中で、最大限魅力アップをするとすると、かなりの投資もかかります。そしてまた、平均的なものを経費がかかるということやってしまうと、かなり中途半端なものになってしまうものですから、その辺は先ほど申しましたように、案内サインであるとか、繰り返しになりますけれども、ソフト部分で、今までの共存関係がない分については補強していきますけれども、それぞれの料金については、動物園とフラワーパークは、今のところ別々に考えています。

しかも動物園は低廉・廉価のほうが、社会教育施設ということがありますので、そういった料金設定でありますし、フラワーのほうは若干季節によって、お金をかける経費が違うものですから、当然花の充実も違うものですから、少し料金の変動制みたいなものも考えたりしていますので、まったく全部一体化だということで、丸々混ぜてしまうということではなくて、少しその辺は一体化のメリット、デメリットですね、その辺をしっかりと検証する中で考えると、今のところは、動物園とフラワーパークは料金設定が違う。それから端的に言うと、サインみたいなものは一体的にやる。そういうようなことで、一体化の中身を少しずつ、分かりやすく説明するように努力をしているところです。

山崎副市長

先ほど水谷委員からちょっとお話がありましたように、館山寺総合公園というのがフラワーパーク、動物園一帯の公園で、そこは館山寺総合公園ということで、われわれやっておりますので、まずそういう意味でありますけれども、ただ、それぞれの施設の性格が、言うように違うんです。そこをどうするかというのは、一体化がどういうふうに見えるかということで、今検討している最中でありまして、これはいろいろな意見がありまして、行革審からもお話があったように、全部無料にして解放したらどうだという意見から、フラワーパークは花をたくさんやれば、お客さんもたくさん来ると。その人たちからお金を取ってもいいだろうという意見から、いろいろありまして、そこはまだ、こういうふうにしたらいいいというところまで、決着はしていません。

それからもう一つ、公社のほうですが、これは公社そのものをどうするかという議論でありまして、

そこがフラワーパークをどういうふうにしていったらいいかというアイデアを出してくれると。そういうことができるような理事長なり園長なりを、公募をしてやっていきたいということでありまして、そこは市のほうで、こうしろああしろと言うことではないとは思っていますけれども、そういうアイデアが来れば、それを受けて市民に対して説明をしていくということになるのかなと思います。

水谷委員

今、副市長がおっしゃった館山寺総合公園はオーソライズされた内部の定義というふうを受け止めたわけですが、それと最後におっしゃった、動物園の部分とフラワーの部分とを合算させて、新しい管理者に全部計画を含めてやってもらうという、この部分というのはかなり矛盾をするというか、そこを乗り越えなければいけないと思うんだけど、どっちが乗り越えるか、市が乗り越えるか、公社が乗り越えるのか、それはどうなんですか。

山崎副市長

そこがですね、今までフラワーパークは公社が施設を所有してやるというような形をとってましたので、バラバラだったんですね。所管も農林水産部と公園ということでバラバラだったのを、とにかくそこを一つにしようということで、今回、答申にもありましたように、土地・建物を市に移管するというので、市のほうに全部集中をさせまして、市としてどういう施設にするかと。施設そのものは市でちゃんと管理をすると。その運営についてお任せできる部分をお任せしたいというふうになって、一応そういう意味では、一体化をしながら整理ができたということになると思います。

水谷委員

いずれにしても、一体化の部分のイメージを、もうちょっと市民と会話しながら、本当に市民の憩いの場にするのか、教育研修も含めた情操教育の場にしていくのか、あるいはよそからお客さんを呼ぶような施設にするのか、そこはもうちょっと詰めながらやっていかないと、ただ形をつくっただけで、また運営が苦しいわというふうになる可能性が大きい話だというふうに私は思いますので、ぜひ引き続きの努力を、公社側と市のほうでがっちり手を組んでお願いをしたいというふうに思います。

一体化の話はそろそろ終わりますけれども、いずれにしても、公社として今まで過去の中で、100億近いお金を市のほうに入れて何とかやってきたと。このやってきた結果がこういう状況になってきていると。まだこれからもそういう延長線上の組織の中で、新しい一体化の部分と担っていきたくて、こんな思いを持っているみたいですが、私は非常にそこは、やれるのか、大変なことだなというふうに思っているわけですが、そういう危惧を申し上げて、次の公社のあり方のほうへ、話を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

御室会長

はい、山崎委員。

山崎委員

それでは、山崎ですけど、公社のあり方についてお願いしたいと思います。

まず、事務局のつくったパワーポイントを出していただきたいのですが、先ほどから市のご説明を

聞いて、ちょっと分かりやすく整理したんですけども、左のほうが行革審の答申ということで、公社は平成 25 年3月に解散ですね。それから運営については、公募による指定管理者制度を導入すること。これが昨年 10 月の行革審の答申でした。

今回、それに対して市の対応方針は、フルーツパークは平成 25 年の4月から、公募によって指定管理者制度を導入すると。しかし、私もちょっと分かりにくいのですが、フラワーパークについては公社を存続させて 25 年4月から、これは先ほどのご説明ですと3年間、非公募という随意契約で公社に任せるということになっているわけです。その下に書いてあるのですが、どちらにしても、あとで説明をしますが、先ほど水谷さんからもご説明がありましたけれども、今まで約 40 年間、フラワーパークを公社運営でしてきたという中で、あまりにも私は危機意識がないんじゃないかということ、ちょっと説明したいと思います。パワーポイントをお願いします。

まずは入場人員の実態なんです。ピーク時に 66 万 5,000 人(平成3年度)、昨年ですと 25 万 5,000 人、約6割以上減っているわけです。こういう状態で、運営ができるわけがないんですね。それでどうして今まで公社が保たれていたかという、次のパワーポイントをお願いします。これがフラワーパークだけの収支状況です。フルーツパークは除いてあります。今論点は、公社を残して随契約でフラワーパークを運営するということになっておりますから、その点についてお話を詰めたいと思うのですが、フラワーパークだけの 22 年度の決算は、2 億 9,400 万の、市の補助金がない場合は赤字なんです。これは当然赤字になるわけです。先ほど言ったように、お客さまが6割も減っていると。しかも運営形態は同じ運営形態をしていると。誰が考えてもこういう状態になるわけです。

しかも、この右の表は負担金と書いてありますが、これは市からの補助金です。これが 3 億 9,600 万円、まだこれが補助金のほかに、先ほどから借地の問題がフラワーパークは出ておりますけれども、半分以上借地があります。借地料が、地主さんに払っているのが、4,200 万円あるわけです。これが実は市の負担金に、補助金には入っていないというような、非常に不透明な経営運営がされていると。

更に言いますと、負担金の上に退職給付相当額付加と書いてあります。2,500 万円。これをちょっと質問しますが、この項目はどういうあれでしょうか。実際 2,500 万、22 年度のここに載っているのは。

公社のバランスシートを見ますと、退職給与引当金というのがあられるわけです。なぜここで退職金を出しているというのが、非常に不思議なんですけども。

和久田産業部農林水産担当部長

退職給付のところにつきましては、実際に退職があったということの負担です。

山崎委員

そうしますと、ここでは議論する時間がないのでいかなんですけども、引当金から通常は取り崩して支給するわけです。そういうことはしていないですか。

和久田産業部農林水産担当部長

現状では必要額が3億ちょっとだったと思いますが、引き当てているのは3千万円ぐらいは引き

当てていますが、そのほかは未引当になっています。

山崎委員

私も教えてもらったんですけども、2億5,000万の引当金が負債の上に乗っかっているわけです。そういうのはご存じですか。

和久田産業部農林水産担当部長

それは承知しております。

山崎委員

通常退職者が出れば、そこから取り崩して払うのが、通常の会計処理なんです。それはどうですか。ここで詰めた議論をする時間ないわけですが。

和久田産業部農林水産担当部長

現実として引き当ててないことは確かです。

山崎委員

引き当ててないって、でもそこにはないですか。負債の上に退職給与引当金がある。そうするとまた、前のような医療公社のほうになってしまって、公社は40億も退職給与引当金がなくて、大問題になったわけですよね。

和久田産業部農林水産担当部長

繰り返しますけれども、現実的には、必要な退職金が引き当てられていない状況にあるということです。

山崎委員

じゃあその乗っかっているのは、どういうことですか。負債の部に引当金がある。

ちょっと時間がないですから、市の責任者の方は、そういうことをよく勉強して、現実的によく見ておいてください。

ここでなぜ言うかという、非常に不透明な負担金がある、私は出ていると思っているわけです。非常に分かりにくい。何回聞いても私自身も、今日言いたいのは、こういう外郭団体ですと、市の所管から若干離れるから、非常にわかりにくいシステムができてしまっているんですね。

ちょっと時間がなくて申し訳ないですけども、とにかくそういうふうな借地料も市が負担していると、合計すると約4億3,800万の補助金が出ているわけです。ということで、こういうふうな状態になっていて、先ほどからの話を聞きますと、公社を残して随意契約ですね、また運営していくということ自体が、構造的に行革としたら不可能だから、廃止して民の指定管理者を入れてもらいたいということを答申したにもかかわらず、それはそれでいいんですけども、今日はそういうことを申し上げて、あまりにも危機感というか、一般企業でしたら立ち直れない状態になっているんです。システムを変えない限り。ということなんです。

次に進みたいと思います。浜松市の外郭団体の運営方針というのが、そこに書いてあるんですね。同種または類似の事業を行う民間法人がある場合は、原則廃止か統廃合しなさいと。こういうことが書いてあるわけです。ですから、フラワーパークの公社というのは、民間ができる事業内容だ

と、県のものをあとでお示します。これは明らかにできる事業内容だと思います。そういう点からいっても、これも大原則に反しているのではないかと。それからもう一つ、指定管理者。これも原則は市は公募しなさいと。市自身の考えで書いてある。この二つの考えにも遊離しているということが言えると思います。

次に、これは県の公園の指定管理状況です。非常によく似ている。全部公募をしております。しかもこれは大規模な公園。動物園とフラワーパークにちょっと似ている、静岡県富士山こどもの国。これは若干遊園地とは違いますけれども、入場料を取って運営して、民間の業者に公募をして、平成 17 年から出しているというようなことで、県もやっけて、県も民でできることは民へ指定管理者を出しているというような実態になっているわけです。

先ほどから話が出ているのですが、市のパワーポイントの 37 を出していただきたいのですが、そこに課題ということで、公社による運営方式の限界、こういうことなんです。まったくそういうことで、もう公社による運営は限界なんだよと、市の方もここで自ら言っているわけです。そこで 38 ページを出してください。今度はフラワーパークの指定管理者、公社に3年間運営を任せると。これは随意契約で、公募しないで任せると。公社を指定管理者とする理由うんぬんと三つ書いてありますけれども、先ほど自分たちは限界だと言って、今度はあえてまた、公社自身を指定管理者にするということは、何かえらく矛盾しているなど、私は考えます。

次に、公社を解散、公募による民間指定管理者となる必要性というのを出示してもらえますか。市の方がおっしゃった、公社による運営方式の限界とまったく同じ理由なんですね。何で民間の指定管理者が必要か。民間のノウハウの導入、集客力の向上、関連施設、先ほどあれだけお客さまが落ちていると。市の方も書いてありますが、硬直化した公社運営からの脱却。40 年間フラワーパークの運営をしていると。

それから高コスト運営の改善、これもちょっと事務局の方に調べていただいたのですが、公社の従業員の1人あたりの人件費が年間 676 万円、それから先ほどちょっと国のお話で、人件費が出ていますが、退職金が 2,500 万円と。これは決して働いている方が悪いことではなくて、これから考えた場合、こういうふうな高コスト体質で、果たして運営ができるのかできないのか、ということが言えると思います。

そんなことを申し上げて、私は3年間やって、次は限界に来るわけですから、当然もう民間に出すべきだと思います。

次をお願いします。先程から、一部お話を聞きますと、公社の経営体制を刷新して変えていきたいということで、理事長、園長の公募、営業責任者の登用、公社の職員数、給与の削減等々書いてありますけれども、こういうことをして、公社をどうしてあえて残すのか。こういうことを公募でやれば、すべて可能になるわけです。なぜこういう公社をあえて残しながら、しかもフルーツパークは民に任せて、フラワーパークはどうして従来どおりにやるのか。その辺をもう一度、説明してもらいたいです。

和久田産業部農林水産担当部長

まず施設の公益性があるかないかということで、公益性があるというふうに考えています。そのためには公益財団法人化を、今目指しているところです。公益性の元に公益事業を行うには、コストがかかるということも事実です。そこがコストをかけながら、一方ではやはり、ただお金を使っているのかというと、収益施設でも、当然収益はやりようによっては上がる施設ですので、そのところはやっていかななくてはいけないということでは、一定レベルの公益性、公益事業に対応するコストがかかるにしても、それは限度があるんじゃないですかということでは、今後公社を改革しながら、そのところを圧縮していきたいと。要するにコストあるいは収益を一方で上げながら、コストを圧縮するというのをやっていきたいというふうに考えています。

ちょっと言葉足らずと言いますか、若干誤解を招く点があってお詫びしますが、公社による運営方式の限界は、公社によるから駄目なのではなくて、公社運営方式という、資産を市がお金を出して、ものを言って、だけど公社は中身の運営を自由にできない。例えば料金をどう設定するか。これは市が決めて、これでやりなさいということでやってきたんですけれども、例えば指定管理に移れば、その中ではもう少し自由度は利く。当然上限は設けますけれども、例えば変動料金制を取るとか、お客さんがたくさん入るときには、1,000円でも1,500円でも取れるし、花がないときには100円でも200円でも、極端に言えばもっと少なくともいいのかもしれませんが、そうした裁量の余地が当然出てくるわけです。そういうことで、今までの公社運営方式は大変なので、そこは指定管理者制度を入れてやっていきたいと思いますというのが一つです。

それから公社は今、変わろうとしています。それを3年間かけて変われるのかどうかの検証をしたいというふうに考えています。やれるかやれないかは、やってみなければ分からないところで、逆に言えば、すべて民間にお任せをしてやっていってどうなのかということも、それはやってみなければ分からないということになるかと思えます。じゃあどちらを取りましょうかといったときには、私どもはまず、人材という資源がありますので、今ある公社を否定するのではなくて、関与の仕方とか、いろんな点で問題があったので、その問題を少しずつ変えながら、今一度公社として、どの程度できるのかということに期待をしたいというふうに考えています。

山崎委員

分かりました。フルーツパークはどうして公募して、フラワーパークはどうして公募をしないんですか。

和久田産業部農林水産担当部長

両方正確としては公の施設に位置付けて、条例設置でやろうとしています。ただし施設の中身としては、公益性の点からすれば、フラワー、動物園のほうが公益性が高いというふうに考えています。フルーツパークについては民間活力で、しっかりもうけていただくような施設になり得るというふうにも考えておりますので、今3年間民間の公募でというふうに考えていますけれども、これはその中身を検証していけば、将来的には完全なる民営化とか、そういう方向にも考えられる施設内容かなと考えています。

御室会長

はい、前嶋委員どうぞ。

前嶋委員

前嶋です。山崎さんが大分詳しく説明していただいて、でも市のおっしゃること、私は理解できていますけど、要するに今までは公社だったけれども、指定管理者じゃなかったのも、市の制限がうんとかかっていたと。今度は同じ公社だけでも、指定管理者という立場で運営にかかると、かなり自由度が広がるので、大丈夫ですよというふうに聞こえたんですが、そうですか。

和久田産業部農林水産担当部長

基本的にはそうです。

前嶋委員

そうすると、そうたくさんじゃなくてもいいですけど、本当は公社の、例えば理事長さんでも、管理職の方でもいいんですけど、あるアイデアを持っていて、これをやりたかったんだけど、今の中ではできなかったけど、今度はできるようになるので、これとこれとこういうことをやりたいというような具体例が、一つでも二つでもいいものですから、あったら、あるはずだと思いますので、聞かせていただきたいんですけど。

和久田産業部農林水産担当部長

事業展開。

前嶋委員

今までは公社だったけど、市の管理が大きかったけど、本当はあれをやりたい、これをやりたいと思ってたんだけどできなかったと。今度は指定管理者になると、いろいろやれることがあります。それさえやれば公社は再生しますということなので、であれば、もうすぐのことだと思いますので、少なくとも今日現在で、なった瞬間これとこれはやりたいというのが、あって当然だと思うのですが、たくさんなくてもいいですから一つか二つ。

和久田産業部農林水産担当部長

平成 23 年度でもすでに予算化をしています。公社としてやりたいこととして、ある程度集中して投資をして、魅力度を高めたいということはずっと言われています。一例が、春はサクラが当然、ある程度名所になっていますけれども、サクラとチューリップをうまく組み合わせて、集客力をアップする。あるいはサクラの時期が終えた後に、引き続いてゴールデンウィークの人を呼び込むために、フジを大きなものを育てていくということで、若干 23 年度よりも投資をしたりもしています。

前嶋委員

分かりますけど、それって今までもよく似たことをやっていたじゃないですか。なので、何を言いたいかというと、自由になる、いろいろやりたいと言っているわりには、あまりないのかなと、今の答えを聞いて、ますますそう思いました。

それからもう一つ、理事長さんや園長さんを公募する。これは分かりますけど、その理由がさっき、この方たちの民間のノウハウを借りて再生する、みたいなことでしたね。公社には優秀な人材がい

ると。それを更に有効に活かすために、民間のノウハウを持った理事長さんや園長さんを採用する。こういうことですよ。

和久田産業部農林水産担当部長

はい。

前嶋委員

であれば、例えば理事長さんはどんな能力に長けた人を期待しているとか、園長さんはどういう部分の、例えば労務畑なのか、人事畑なのか、財務畑なのか、営業畑なのか分かりませんが、少なくともそういう構想がないと、募集すると言っても、ちゃんとした人材を募集できないと思うんですね。われわれ民間は、どういうポジションの事業をやろうと思うと、こういう能力を持った人を募集しようと、計画を立ててから募集をかけるんですけど、ちなみにどんな能力を持った人たちを募集しようと、まあ期待しようとしているのですか。

和久田産業部農林水産担当部長

今検討中なので、ちょっと私見になりますが、理事長については経営能力と言いますか、経営ができる人を考えています。それから園長につきましては、園の魅力を十分に引き出せる人が、まず必要だろうとは思っています。

もう一言だけ付け加えますと、これまで公設民営型でありながら、ここの施設をちゃんと管理してくださいというお願いをしてきました。その管理に長けた人は大勢いたと。ただそこを営業したりだとか、収益を上げたりということは、なかなかできなかったのは、そうしたことの、市が当然そういうことを求めてこなかったということもあるでしょうから、そうしたものを理事長さんに期待をしたいというふうに思います。

前嶋委員

多分公社の職員さんを残したいので、そのためにちょっと時間をかけながら、民間から手を借りてというふうだろうと思うんですけど、先ほど山崎さんも言っていましたが、指定管理者にしてしまえば、職員さんの問題は別の解決方法があるでしょうけれども、一気にトップから中までぱっと代わるような気がするんですが、それをあえてやめて公社をとということについては、ちょっと今までの回答では説得力がないと思うんですけど、もう少し、大丈夫だと安心できるような答えが聞きたいなと思いますけど。

和久田産業部農林水産担当部長

なかなかこれでもうベストだというお答えには、ならないと思いますが、ただ今いる職員が十分に能力を発揮できるようにするために、今まで公社自らが考えて動いてくる形になっていなかったのは、あなたたちの責任だといって、さあ辞めなさい、どこかへ移って、新しいところで働きなさいということと言えるのかどうかということであれば、その前にやはり、公社が自ら変わろうとして、その可能性があるのであれば、そこはもう少し時間をいただきたいというふうには思っています。

前嶋委員

もう時間が過ぎてしまっていますので、私の質問はやめますけど、変化をしようとしているというの

は、私としては期待しますので、そのとおり自由に変化をさせていただきたいと思います。よろしく
お願いします。

御室会長

はい、ありがとうございます。

山崎副市長どうぞ。

山崎副市長

すみません。今のフラワー・パーク公社(フラワー・フルーツパーク公社)の話なんですけれども、
先ほどもご説明しましたけれども、もともと施設をフラワー・パーク公社が持っていたんですね。しか
かもその経費は全部市で出していたと。先ほどの4億という金額がありましたけど、そのうちの3億は、
そのための経費なんです。だから管理運営にかかっている経費とは、また別の経費があの中に入
っているということは、非常に分かりにくいというのは、おっしゃる通りだと思います。

まずそこを整理をして、市の施設としてしっかり位置づけをすると。それについて実際に管理をし
てもらおうということで、その切り分けをしっかりとしようというのが、今回の考え方でありまして、そうす
ることによって、指定管理として、ある程度料金も含めて、どういう花を、どういうふうにすると人が集
まるのか、実はサクラの木もだいぶ古くなってしまっていて、その整理もしたいというんですけど、なかな
か予算が出せなくてという制約等がありまして、なかなかうまく進んでいないというのが実態でありま
すので、そこを指定管理でやることによって、うまくいくというふうを考えております。しかも今のフラ
ワー・パーク公社の職員は、庭のことも全部承知しています。今のフラワーパークそのものを。そこ
にとにかくやってもらうと。

については、市のOBがずっと理事長とかで行っていたものですから、そこを改めてちゃんとした経
営者にやってもらえば、できるんだというふうを考えているところでございますので、そこはぜひご
期待をいただければと思います。

御室会長

はい、ありがとうございます。

水谷委員どうぞ。

水谷委員

私が冒頭で言った、いろんな公園という言葉が、お金がかかりそうな言葉がいっぱい出ています
ねということですが、もう一つもっと大きいもので、これはもう決定して走るというふうに思いますけど、
セントラルパークという、こういう構想も出てきているみたいですし、ちょっとこれから、ものの考え方
として気を付けなければいけないというのは、日本の中というのは、規模の割に同業他社が多す
ぎるところです。ずっと増えていったときは、同業他社が多くてもやれたわけですけど、民間の
場合は、厳しければお客さんを求めて海外へ出られますけど、行政はそうはいきませんので、何も
かも他の市がやっている動物園、植物園、美術館とか、何もかも古くなったから建替えて、また新し
くやろうとかいうことではないと思うんです。よね。

じゃあ、そういうのを全部やめればいいということではなくて、浜松市なりの特色のあるものはある

と思うんです。そこへ知恵をお互いに絞りながらやっていくべきだというふうに、私は思うわけですし、ちょっと行政改革とは別の話になってしまいますけど、そんな思いを持ちながら、行政改革、行政運営に、皆さんもやってほしいし、われわれもそんな思いで見たいなというふうに思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

御室会長

はい、山本代行どうぞ。

山本会長代行

前も何回も同じことを言っていますけど、要はフラワーパークと動物園は、どんなふうにしたいんですかというのがはっきりしないんですよ。一体化と言っても、一体化というのは、動物園は今こう外周部分にあって、フラワーパークがあってと。どういうふうにしたいんですかという、そのイメージがないものだから、いろんな話が出てくると思うんですよ。

規模の縮小化というのも、何とか検討会でありましたよね。あの話はどこかへ行ってしまったみたいですし、前にも言いましたが、動物園を今さら、ゾウだキリンだラクダだ、何だかんだやるだけの価値があるんですか。ここから静岡までは1時間ぐらいで、日本平動物園へ行ったりします。さっきの富士山こどもの国もあるだろうし、のんほいパークがあって、30分ぐらいといったときに、動物園でお客を集められる魅力をつくるためには、一体いくらかかるんだろうということも、考えなければいけないと思うんですよ。花と動物と一体というのは、われわれというよりも、私が思ったのは、もっと小動物中心の憩いの場所にするのがいいんじゃないかと。そのほうが金はいかからないし、ものによってはみんな、ボランティアでできることだってあるわけです。

漏れ聞くとところによると、このフラワー動物園を整備するのに、60億かかるような話まであるらしいんですけども、そんな話が出てきて、みんな今から60億かけてやりましょうなんて言うわけじゃないですよ。そんなことをやるんだったら、津波の避難の場所をつくってくれ、となると思いますよ。それ今時期だから、要はもっと公社でやろうがどこでやろうが、公募で公社になってもいいですけども、もっと地に着いたというか、そんなでっかい話じゃなしに、コンパクトに憩いの場所にするようなことを考えたほうがいいと思うんですけども、いかがですか。

要はどういうふうにしたいというのがはっきりしないと、何とか委員会だ何だかんだと、あちこち話がぶれると思うんですけど。そこをまず最初に意思統一すべきなんじゃないですか。

玉木都市整備部花みどり担当部長

農政のほうと今、連携してやっていますけれども、憩いの場という基本的な考え方で、動物園について、いろんな情報が出てますけれども、計画自体、全体像を示す意味で考えてみましたが、それをやるということではなくて、それについては構想ということで、今後それをタイミングを見て、どういうふうにご利用していくかということを考えるということで、あくまでも今後、動物園をどうやってやっていくかというのを、一つのこれが話の契機になるものですから、いろんな関係者の方と協議をしながら、これから決めていくということで、大きな計画ありきではないということだけは、ここで否定させていただきたいと思います。

山本会長代行

検討をお願いするときも、要件を示さなければいかんですよ。お金はいくらまでしかかけられませんか、動物園にもこれだけしかかけられませんか、いつまでにやりますとか、どういう形態で運営させたいとか、そういうことを示してから検討させないと、議論があちこちへ飛ぶと思うんです。今ないんじゃないですか。そういう要件というか、コンセプトというか、統一したものが。そこをぜひ最初にやることだと思います。それは市の意思だったら市の意思としてやるべきだと思います。そこから始めてください。

御室会長

はい、それでは議論も出つくしたようですので。

山崎副市長

今、浜松城公園の話と舘山寺総合公園の話と、いろいろ構想ということで出しているんですけども、金額を決めてということではなくて、できるだけ多くの皆さんから、いろんな意見を伺いたいというのが本音なのですが、少子化が進む中で動物園を、おっしゃるように、そういう動物を育てるのが本当にいいのか。子どもたちとふれあう場をどうつくったらいいのか、というところから、まず始めなければならないし、浜松城公園にしても、浜松城を活かして、どういうふうに市民の皆さまが、防災のための避難地にもなると思いますし、そういうようなことで考えているわけで、それは一つのたたき台がないと、議論がスタートしないというのも一つありまして、いろんなアイデアを出していただくという、一番元の話でありまして、ただそれを出すとすぐ、これをつくるのに、さっきの60億だとか、何十億だとか、すぐにそんな変な話になりますけども、そういう気があるわけではなくて、まずどういう形にするのが一番いいのかということで考えております。

浜松市については、今まで行革審からいろいろご意見も伺って、余分な金を使わないようにすると。手法も含めて検討をしているところですので、仮に何かをつくるというふうになった場合でも、それを全部税金で賄うのかどうかというのも含めて、考えなければいけないということだものですから、まず金ありきということではないというふうに思っていて、皆さんがどうしたいのかというところからスタートしたいというふうに考えていますので、よろしくをお願いします。

山本会長代行

金ありきじゃないんです。要は今おっしゃったように、どういうところにしたいのというのが一番先ですよ。ぜひそういうふうにしてください。

御室会長

はい、それでは今の件のまとめをしたいと思いますが、フルーツパークについては指定管理者を公募するというので、多少の前進が見られたと思います。

しかし、我々行革審の答申では、役割を終えた公社は解散すること。こういうことを強く求めております。市としては公社は解散を今回はしません。動物園とフラワーパークを一体にして、その施設の指定管理を公社に任せますと。こういう方針で固まったようですが、行革審といたしましては、先ほどまでの議論にありましており、引き続き公社の解散を求めたい、こういうわけですが、どうし

ても公社を残す方針であるならば、すべて指定管理者の募集では、公募を行うべきだという意見を、ずっと委員の間からも出させていただきました。

公社の課題、あるいは運営方式の限界、これは認めていらっしゃるようですが、あえて公社を指定管理者にするというなら、やはりそれなりのしっかりした理由、根拠がないと、市民が納得できないというふうに思います。フルーツパークを切り離せば、公社の経営が改善できるかどうか、非常にこれも疑問に残るということでごさいます、それでもどうしても公社を指定管理者に任せたいということのようですから、われわれといたしましては、指定管理者が正式決定されるまでに、公社の経営改善計画について具体的な事実と数値で、納得できる説明をしていただくということをこれからもお願いをして、まとめとしたいというふうに思っております。

4 閉 会

時間も過ぎてしまいましたので、全体の今日の審議会の総括ということでまとめさせていただきたいと思います。

最初の説明に、第3次行革審の答申に対する浜松市さんの対応方針ということで、全体として114の答申項目につきまして、市は98項目を実施予定ということでした。しかし本日議論した四つの各論についても相変わらず、ずっと議論を聞いていますと、やるのかやらないのか、非常に曖昧になっているということが感じられました。フラワーパークのように、対応自体にもちょっと疑問があるかなというようなものもございました。

今日は最初に述べましたように、全体を総括する形で議論を進めたために、各論については次回以降の審議会、それから勉強会で、しっかり確認をしてみたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは時間が15分ほど超過してまいりましたけれども、本日の議題はすべて終了いたしましたので、皆さまのご協力によりまして、実りある審議ができたというふうに思っております。

以上をもちまして、第4次行革審の第1回審議会を閉会としたいと思います。どうも皆さん、ありがとうございました。

(終了)

以上により12:17閉会

議事録署名人